

タンザニアの村土地・土地法施行 及び土地所有権の実態調査

平成16年7月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

総研

JR

03-65

タンザニアの村土地・土地法施行 及び土地所有権の実態調査

雨宮 洋美

名古屋大学国際開発研究科博士後期課程

平成16年7月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

本報告書は、平成15年度独立行政法人国際協力機構準客員研究員に委嘱した研究成果をとりまとめたものです。本報告書に示されている様々な見解・提言等は必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可無く転載できません。

発行：独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

FAX：03-3269-2185

E-mail：iictae@jica.go.jp

目 次

要 約	i
序 論	1
1. アフリカの土地問題をとらえる視点：市場経済化及び貧困対策	3
1-1 世銀のアフリカを中心とした土地所有権に対する政策変遷	4
1-1-1 第一の時期：新古典派主義的制度論が主流の時期（1980年以前～1990年）	4
1-1-2 第二の時期：貧困対策としての土地の個人所有化が経済に及ぼす効果に 対して疑問が現れた時期（1990年代）	4
1-1-3 第三の時期：インフォーマルなものを含む制度への注目の時期(2002年以降)	4
1-2 「村土地法」と貧困対策及び市場経済化政策	5
2. 「村土地法」の背景としての土地所有権の変遷概観	6
2-1 植民地時代以前	6
2-2 植民地時代	6
2-3 独立後	7
3. 村土地法・土地法施行までのタンザニア政府の政策変遷	8
3-1 「シブジ・レポート」	9
3-1-1 シブジ・レポートにみるタンザニアの土地制度の概観	9
(1) シブジ・レポートに見る土地行政	9
(2) 土地紛争処理のシステム(Machinery for Settling Land Disputes)	10
3-1-2 土地問題調査委員会が指摘するタンザニアの土地制度の問題点	11
(1) 土地の管理における村の権限の欠如と法的正当性の問題	11
(2) 土地の紛争処理システムの混乱	11
(3) ウジャマー政策による集村化の問題	12
(4) ジェンダーにおける不平等	12
3-1-3 シブジ・レポートの提案	12
(1) 「村土地」(Village Land)と「国有地」(National Land)の概念	12
(2) 紛争処理システムと土地長老会議の採用	14
(3) 集村化による混乱に対する方針	14
(4) ジェンダーへの配慮	14
3-2 国家土地政策	15
3-2-1 土地の保有及び村土地と国有地の概念	15
(1) 土地行政のフレームワーク	15
(2) 村土地の管理制度—土地の配分・登記—	16
(3) 部外者(outsider)への譲渡の抑止	17

7. 「村土地」・「土地法」施行及び土地所有権の実態調査からの提言	34
7-1 対タンザニア支援として必要とされること	34
7-1-1 PRSP 実施の一環における支援の検討	34
7-1-2 「村土地法」及び「土地法」普及プログラム支援	34
7-1-3 地図作りの支援	34
7-1-4 村評議会の行政機関としての強化—地方分権化支援—	35
7-1-5 法整備支援	36
(1) 日本及びアジアの経験の学習	36
(2) 村土地法関連の法律の整備支援	36
7-2 日本が実施可能な支援	37
7-2-1 PRSP 実施の一環における支援	37
7-2-2 「村土地法」普及プログラム支援	37
7-2-3 地図作りの支援	38
終論	39
謝辞	41
別添 I フィールド調査概要 1. ルブマ州ムシンド村	42
フィールド調査概要 2. ムベヤ州マンタンジ村	54
別添 II タンザニアの地方政府単位	67
参考文献	68

* 文中表記 Tsh. はタンザニアの通貨のタンザニアシリングの略である。なお、2004年2月21日時点でのレートは 1 US\$ = 1110.8600 Tsh. (Stanbic Bank Tanzania Limited の中間レート) である。

要 約

本報告書の目的は「村土地法」及び「土地法」施行と現地における実態を把握した上で効果的な開発プロジェクト策定のための提言を行うことである。

土地問題はタンザニア国民の生活の基盤であるほか、ジェンダー・貧困・農業の問題と密接な関連がある。特に、日本は「貧困削減戦略書」(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper) に従い、2001年に「農業セクター開発戦略」を策定し、農業セクターにおいてはリーディングドナーの役割を果たすべき位置にある。土地法をめぐる議論、慣習法を尊重した「村土地法」施行に際しての農村における変化、農村における慣習法・所有権の実態などは、農業プロジェクトを策定する場合に常に考慮しなければならない事項といえる。しかし、現在、これらのことは明らかにされないままであり、結果としてプロジェクト実施後に問題が生じるケースも見受けられるので、明確化が急がれる課題といえる。

そして、タンザニアの土地政策は植民地時代以前、植民地時代、独立後の社会主義政策下から現在にいたるまで、共同体的な土地所有と個人所有の間をゆれ動いている。さらに、近年、資本主義経済路線を明言し、世銀の打ち出す PRSP 政策を踏襲するタンザニア国家として、土地の市場化は重要な課題といえる。なお、近年世銀は、従来の新古典派経済理論の根幹であった経済発展のための土地所有権の個人化の方針が、アフリカに馴染まないのみならず貧困を悪化させる恐れがあることを認め始めている。世銀の方針転換を後押ししているのは、タンザニアの「村土地法」規定のような慣習を重視した制定法の出現もあるとみられる。そして、インフォーマルな制度をフォーマル化するような方策こそ、タンザニアの現実に適しており、経済的な損失も少ないものと予想する。

また、人口の8割以上が居住する「村」を重視し、村土地を対象とした法制度も備えたタンザニアであるが、村においては慣習的な規律による土地の権利が脈々と生き続けているのが実態であった。慣習、不文律の村での決まりごとや長老会議による調停などインフォーマルな規範といえる決まりが、村での土地行政の中核である。そして記録の有無に関わらず人々の記憶と認識下における互いの権利と境界は、絶対的な使用及び収益を認め得るものであった。村人の土地賃貸借や譲渡等は相互扶助の理念により動いているが、他方、認識はないものの市場取引により動いている営みも散見され、相互扶助と市場経済の理論がモザイク上に組み合っているのが現実である。かかる実態を踏まえ、本報告の第7章において対タンザニア支援として求められる五つの事項をあげ、さらに日本のこれまでの経験を踏まえ実施可能な支援として①PRSP 実施の一環における支援、②村土地法普及プログラム支援、③地図作りの支援の三点を掲げている。

最後に、最も重要である点は、相互扶助の理念のもとに動いている彼らの村での営みを急激に市場経済化に巻き込むことだけはしてはならない、ということである。彼らの伝統的なやり方を壊すような早急な市場化は土地無しの貧困者の増加のような貧困問題が深刻化する可能性が大きいことを常に心にとめておくべきである。

序 論

土地は農業を生業とするタンザニアを含むアフリカ諸国民の生活の基盤であるほか、ジェンダー・貧困・農業など開発に関わる問題と密接な関連がある。そして土地法をめぐる議論、慣習法を尊重し制定されたタンザニアの「村土地法」施行に際しての農村における変化、農村における慣習法・所有権の実態などは、農業プロジェクトを策定する場合に常に考慮しなければならない事項といえる。しかし、現在、これらのことは明らかにされないままであり、今後日本が支援する農業等のプロジェクトが効果的に実施されるためには、これらの速やかな改善が課題であろう。

研究の目的は、アフリカの実情に即し慣習上の権利を制定化した点で画期的なタンザニア¹の「1999年村土地法」(Village Land Act: 以下「村土地法」と記述する)における土地所有権構造及びその普及状況を、植民地時代以前・植民地時代及び独立後の土地政策の概観、「村土地法」規定の考察、及び現地調査により明らかにすることである。全体を通じ、国際的な市場経済化への圧力に対するタンザニア国家としての対応及び土地がセイフティ・ネットとして貧困対策に資する役割を常に視野に入れて考察する。まず、研究の前提として以下のことを示しておく。

タンザニアは、ドイツ植民地時代(1890年～1914年)、英国植民地時代(1918年～1961年)を経て、1961年に独立した。そして1967年から1980年代初めにかけてニエレレ初代大統領のもとウジャマー政策と呼ばれる社会主義体制が敷かれた。その集村化と共同農作業による自立化を目標とするウジャマー政策失敗の後、タンザニアは資本主義体制をとることとなった。それにも関わらず、タンザニアにおいては、今なお次段に示すように土地の私有は認められていない。

また、タンザニアのすべての土地は、「1999年タンザニア土地法」(Land Act 1999: 以下「土地法」と記す)、により公有地(public land)と定められる(「土地法」第4条(1)項)。公有地は、「村土地」(Village Land)、国立公園などを含む「保留地」(reserved land)及び「一般の土地」(general land)に分けられ、村土地部分について別法として制定されている法律が本論文で中心的テーマとなる「村土地法」である。タンザニア国土において、約69%が村土地とされ、村土地には全人口の8割以上が居住するといわれることから、一般のタンザニア国民と極めて密接な関係にあるのが「村土地法」である。かかる重要性及び「村土地法」規定に対する筆者の関心から、「村土地法」を中心に扱う。しかしながら「村土地法」及び「土地法」は2001年に形式的に施行されたこととなっているが、財源及び人員不足を主たる理由として、2003年現在においても施行の実態を伴っていないことを、まずは述べておこう。施行の実態を伴っていないとは、具体的には次のような状態である。「村土地法」及び「土地法」はそれぞれ2001年5月1日から施行されることとなっていた²。

¹ 本土(Mainland: 旧タンガニーカ)と独立した政府を有するザンジバル(Zanzibar)と呼ばれる島嶼部を合わせてタンザニア連合共和国であるが、本稿でいうタンザニアは本土のみを指すものとする。

² 2000年12月22日発行の第485及び486号政府通達による。

ところが実際には「村土地法」及び「土地法」³の印刷部数の不足は1999年以来解決されておらず、未だに全村（1万832カ村あるといわれている）に法律が行き渡っていない。また、たとえ法律が配布されたとしても一般のタンザニア国民はスワヒリ語しか解さないことからスワヒリ語訳の作成及び配布準備も必要とされる。さらに、村評議会において土地に関わる法手続きを全て行うためには、膨大な（「土地法」は515頁「村土地法」は310頁から成る）両法の内容の熟知が前提となるため、土地省トレーナーによる村評議会に対する訓練が必要とされるが、トレーナーによる「村土地法」普及プログラムは、2002年にパイロット的に開始されたばかりである。

このような状況ではあるものの、タンザニアの「村土地法」及び「土地法」の研究は、より広く言えば、東アフリカ社会における現実の土地所有法制を結晶化したものとして、極めて興味深いものである。かかる観点からこの問題を分析していきたい。

なお、先行研究としてはこれまでに、タンザニアの共同体的土地所有とその政策史に関しては、吉田（1973, 1975, 1997, 1999）、Izumi（1998）及び Sundet（1999）、McAuslan（1967, 1997）等がある。しかし、1999年に新しく制定された「村土地法」⁴及び「土地法」の法的考察はなされておらず、また共同体的土地所有権とは具体的に何かということに対する一定の合意もされていない。従って、吉田（1999）において課題とされた新しい制定法—「村土地法」及び「土地法」—の検討や法律に規定される権利を明らかにすることは重要な課題といえる。過去の研究に欠けていたと思われる法的観点からの土地所有権の研究をなすことが本研究のテーマである。かかる背景より、本稿は、1999年に新しく制定された「村土地法」及び「土地法」の考察を通じ、その枠組み内の土地の権利及びその意義を明らかにするものである。なお、日本の民法上における所有権の基本的な内容は使用、収益及び処分の三つの権能⁵であることも最初に述べておく。

さらに本研究は、アフリカの多くの国で現在行われている土地改革の実質的問題である所有権の考察の一事例としての役目を果たすほか、東アフリカにおける土地所有法制考察の事例となりうる。また、いわゆる近代的所有権概念を導入しておらず、行政制度が未熟な他の国々も参照できる例示となると考える。

³ 公用語である英語版である。

⁴ 村土地の定義は、1982年地方政府（県機関）法（Local Government(District Authorities)Act 1982）の第22条に従って登録した村の境界線内の土地、「村土地法」制定以前の法の下での行政手続き又は慣習法により承認されている境界線内の土地、村人、12年間連続的に占有し使用されていた慣習的な放牧地等を含む全村会議又は村評議会により配分された土地（「村土地法」第7条(1)項(a)-(e)）とされる。

⁵ ここでは権利の内容という意味を表す。

1. アフリカの土地問題をとらえる視点：市場経済化及び貧困対策

1980年代に始まる構造調整以降、タンザニアを含むアフリカ諸国に多大な影響を及ぼし続けている世界銀行（以下世銀と略）の土地政策について概観する。市場経済化推進のためには共同体的な所有は淘汰されるという論理は、世銀を支える新古典派経済理論の根幹であり、最近まで貧困削減のためにも土地の個人所有化が急務といわれてきた。世銀主導でタンザニア政府が、2000年に策定した「貧困削減戦略書」（PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper）⁶は、貧困削減を目指したマクロ的な構造調整を形成する主要な戦略として「農業セクター開発戦略」⁷を位置づけている。「農業セクター開発戦略」はそのプライオリティ事項とする「商業的に利用しやすい環境創設」をうたい⁸、ローン獲得のための抵当権設定を可能とするという点を強調した土地の権原⁹（title）確立の重要性について述べている¹⁰。最近まで世銀は、土地の個人所有化が市場経済化促進ひいては貧困対策にもつながると主張しており、アフリカの農業経済の発展のためには土地の「個人所有化」が有効だという考えを示していた¹¹。

しかし、近年では、ダグラス・ノースらの新制度派経済学の理論にみられるように、インフォーマルな制度への注目が高まり¹²、世銀の土地政策に変化が起きている。ノースのいうところによる制度とは非形式的制約（informal constraints）と形式的制約（formal constraints）との結合物であり、「制度」はインフォーマルな制度をも含むものである¹³。このような制度理論の影響は、世銀の政策にも大きな影響を与えている。本章では、アフリカに対する土地政策と平行に位置づけられる世銀の土地政策の変遷を大きく3つの時期に区分して述べる。特にアフリカ諸国に対する世銀の土地政策においては貧困緩和を目指し、インフォーマルな制度の活用も視野に入れたものへと大きく変化してきていることが特徴である¹⁴。

なお、タンザニアでようやく制定された「村土地法」は、慣習上の規定を制定化した点で画期的な法律であり、従来のセイフティ・ネットの役割を保つような内容となっている。タンザニア「村土地法」制定に見られるような事実が、世銀の土地政策を後押ししていると思われ、「村土地法」規定を考察する意義があると考えられる所存である。

⁶ URT(2000a)

⁷ Ibid.

⁸ Ibid.p.19

⁹ タンザニアの土地において権原というときはほとんど英語の title に基づくものであり、ものに対する財産的権利を基礎付ける法的地位ないし権利主張の根拠を指すものである。

¹⁰ URT(2001a)p.30

¹¹ WB(1994)p.19、WB(2002)p.35

¹² North(1990)pp.3-5

¹³ Ibid.

¹⁴ WB(2003)

1-1 世銀のアフリカを中心とした土地所有権に対する政策変遷

まず、世銀の土地所有権に対する方針の転換及びそれに平行なアフリカに対する土地政策変遷をみていきたい。この章の分析の多くは雨宮（2003b）に負う。

1-1-1 第一の時期：新古典派主義的制度論が主流の時期（1980年以前～1990年）

第一の時期は、新古典派主義的制度論が主流の土地政策の時期（1980年以前～1990年）であった。その内容は、アフリカに多く見られる共同体的な土地の権利(communal right, communal systemなどの言葉が用いられている)に代表される土着の土地所有権システムが、農民の土地改良を妨げ、生産性の増加を妨げる農業発展の制約であることを訴えている¹⁵。そして、農業発展のために当然に必要な土地に対する個人の権原確立が求められた。アフリカに対しては、市場経済促進の一環としてアフリカの農業成長を促進するため、個人の土地に対する権原を確立するべきであることが強調されてきた¹⁶。

1-1-2 第二の時期：貧困対策としての土地の個人所有化が経済に及ぼす効果に対して疑問が現れた時期（1990年代）

第二の時期は、貧困対策としての土地の個人所有化の経済効果への疑問が現われた時期（1990年代）であった。1990年代には、貧困対策が土地政策のキーワードとなり、貧しい人々が土地を担保にクレジットを利用し、農地の生産性を高める資金投入を可能にすることが目指され、土地に対する個人の権原確立が推進されるべきである、と強調された。しかし他方、淘汰されるべきである、とされてきた村共同体を基盤とする土地のセイフティ・ネット機能が、アフリカでは貧困層の増加を防いでいる点が注目され始め、貧困対策のための土地に対する個人の権原の確立が貧困問題を深刻化させる恐れがあるという疑問も浮かび上がってきた。この時期には、アフリカにおける個人の権原確立が、生産性増大及びクレジットへのアクセスの増大と必ずしも結びついていないという指摘があり、世銀がアフリカの実情に根ざした土地政策の必要性に直面した時期ともいえよう。

1-1-3 第三の時期：インフォーマルなものを含む制度への注目の時期（2002年以降）

第三の時期（2002年以降）においては、新制度派経済学のノースのいうところによる非形式的制約（informal constraints）をも含む制度への注目が、この時期に高まり始めたと言えるであろう。2003年の世銀の土地政策では、低所得で社会保障のメカニズムの無いアフリカにおいて、土地がセイフティ・ネット機能を果たし、フォーマルな制度と同等に機能していることを全面的に認めている。そしてアフリカにおいてはインフォーマルな制度の機能強化—いわば、インフォーマルな制度のフォーマル化—は、全く新しいフォーマルな制度確立よりも経済的かつ効果的であると述べられている。

¹⁵ WB(1975)pp.20-22

¹⁶ WB(1989)p.104

1-2 「村土地法」と貧困対策及び市場経済化政策

以上のような世銀の政策転換を後押ししてきた事例の一つと考えられるのが、慣習法を制定化したタンザニアの「村土地法」規定のようなアフリカの実情であろう。タンザニアでは、慣習法、文化などその地に根付くインフォーマルなものも正式な制度から区別されることなく存在している。そして、インフォーマルな制度において確認される彼らの土地の権利が、土地を失うような状態を回避させ貧困対策に資するセイフティ・ネットとして機能していることは軽視できない事実であり、そのような事実が認められるようになってきたことは重要である。かかる現状において、急激で画一的な市場経済化を目的とした土地の個人所有化の推進は、実態との乖離を大きくするのみならず、インフォーマルな制度により自身の権利が保証されている貧困者にとって危険でもあるだろう。

ここでは前述のように世銀の政策を動かした実態の一つである「村土地法」規定について考察する。

2. 「村土地法」の背景としての土地所有権の変遷概観

現行法である「村土地法」規定を理解する背景として、これまでの土地所有の状況を植民地時代以前、植民地時代、独立後の社会主義政策下の三つの時期に区分し以下に示す。なお、以下の内容は雨宮（2003c）に負うところが大きい。

2-1 植民地時代以前

植民地時代以前（1890年以前）は、首長領又は血縁集団等の多様な社会・政治単位—エスニック・グループ¹⁷と呼ぶことが多い—により土地管理がなされており、その一般化は困難だが実際に土地になされた耕作、投下された労働及び土地の継続的な使用により所有が認められた¹⁸。土地に対する労働がなくなればその土地は村のものに帰るというゆるやかな権利であり、また村内に限れば譲渡などの処分権も付与されていた¹⁹。

2-2 植民地時代

植民地時代は、ドイツ植民地時代²⁰（1890～1914年）及び英国統治時代²¹（1918～61年）を通じて、タンザニア本国に対する慣習法に基づく共同体的土地所有と制定法による所有という二重システムが続いた。1923年に制定された「土地条例」(Ordinance to Define and Regulate the Tenure of Land within Tanganyika) は、総督から入植者に対し最長99年間の土地の「占有権」(Right of Occupancy) を付与するもので、長年にわたりタンガニーカの土地法の基本となった。古くからの入植者に対しては自由土地保有権 (freehold) 及び不動産賃借権 (leasehold) を与え、他方で同条例の対象とならない本国に対しては彼らの法律と慣習に基づき「みなしの占有権」(deemed right of occupancy) が認められた²²。

¹⁷ 吉田(吉田(1997)p.4)にならい、本稿でもスワヒリ語でカビラを意味する集団を、特定名称をつける時は何々族と呼び、一般名称としては、エスニック・グループと呼んでいる。なお、タンザニアには 120 あまりのエスニック・グループがいるとされており、その数はこれまで調査がなされてきた地域において断片的に取り上げられる数字を使ってみると、例えばニャキューサ族内には 100 あまりの独立的な首長領 (Chiefdom) があり首長領の規模は成人男性人口で 100 人～3000 人程度の小規模なものだったとされる(吉田(1997)p.45)。

¹⁸ 青山(1967)pp.20-21

¹⁹ 青山(1963)、吉田(1975)p.179

²⁰ 1884年にドイツ植民地協会(Society for German Colonization)のメンバーであったカール・ペータースは装身具を首長たちに与え、その礼として土地を差し出す契約(agreement)を首長たちと結び土地を大規模に取得した。その譲渡された(alienated)土地を契約により得られた全領土とし、皇帝(Kaiser)の保護(protection)が及ぶという証拠文書(charter)が作られた。その後、ペータースが組織したドイツ東アフリカ会社からドイツ帝国政府へと全面的な行政権力が引き継がれ、本格的な植民地政府の運営が 1890 年に開始される(James(1971)p.13)。

²¹ 第一次大戦後の 1918 年、イギリスは国際連盟のもとでドイツ東アフリカ領からタンガニーカほか、ルワンダ、ブルンディを除くほとんどをひきついで(Tenga(1991)p.19)。

²² 1923年土地条例の1928年修正法による(James(1971)p.19)。

なお、1955年の英国政府による『王立東アフリカ調査委員会報告書』は、農業生産向上の妨げである共同体的土地保有の個人所有への変換を提案している²³。しかし、独立運動をすすめるタンガニーカ・アフリカ・民族同盟 (Tanganyika African National Union: TANU) の党首ニエレレは、平等主義政策を推し進める観点からこれに反対を表明したのである。

2-3 独立後

1961年に独立し、社会主義路線をとったタンザニア²⁴は、共同農作業による共同体的土地利用への回帰をはかることを目標とした。そして、集村化を行うウジャマー政策の実施のために1975年に「村及びウジャマー村法」(Village and Ujamaa Villages Registration Designation and Administration Act)を制定した (Nyerere 1967:p.170)。それまで県(District)を基本単位とし、郡(Division)を下部組織とした地方行政単位に、右法により、「村」(Village)という末端の行政機構が整備され²⁵、村土地の配分権²⁶は完全に村評議会(Village Council)²⁷に属することになった。「村」に土地の利用・収益及び処分を管理する主体が移され、共同体的所有が再編されたとみられる。さらに1982年に「地方政府(県機関)法」(Local Government<District Authority> Act of 1982) (以下「1982年地方政府法」と記述)が制定され、土地処分の権限²⁸は県に属するものとなった²⁹。しかし「1982年地方政府法」の規定において、「村」共同体を土地所有の主体として追従する点でウジャマー時代と変わらないと理解できる(「1982年地方政府法」第115条)。独立以降タンザニア政府は、土地が国家へ帰属することを前提とし、土地の使用及び収益を認める権利「占有権」へと、少なくとも名称上は一本化しようとしたが、実態は二重の構造を残すものであった。

²³ 同報告書はプランテーションによるコーヒー等の恒久作物導入が、自然に個人の所有権(individual ownership)システム導入のイニシアティブとなることを期待していた(British Government(1955)p.323、p.357)。

²⁴ 1964年にタンガニーカとザンジバルが合併してタンザニア連合共和国となる(Nyerere(1968)pp.231-250)。

²⁵ タンザニアの地方行政区分は、大きい方から州(Region)、県(District)、郡(Division)、区(Ward)、村(Village)である。

²⁶ タンザニア特有の、村が有する土地を配分する権利。処分権の中に本来含まれているとみられるが、配分(allocation)という言葉を用いて、あたかも処分とは別の概念のように用いられていることが多い。

²⁷ 村人により選出された村長(Village Chairman)とその補佐である村事務長を含む村の代表者の集まりであり、その上には18歳以上の村人全員参加の全村会議(Village Assembly)がおかれている(Fimbo(1992)p.39)。

²⁸ 国家又は公共団体の機関が法令の規定に基づいてその職権を行いうる範囲を指す。以下、同じような文脈で使われる「権限」も同様の意味である。

²⁹ 村内の土地について、村の了解がなくとも、県が土地処分の決定をすることが可能であるということ。

3. 村土地法・土地法施行までのタンザニア政府の政策変遷

タンザニアの新土地法を検討する上で、その内容の考察に欠かすことのできない二つの主要なペーパーが挙げられる。一つは「シブジ・レポート」³⁰と呼ばれる土地問題調査報告書であり、もう一つは「国家土地政策」³¹である。本来、土地調査委員による土地問題の調査に基づきシブジ・レポートにて改善の提案がなされ、その提案を受けて国家土地政策が策定され、その政策に基づいて新土地法が制定されることが予定されていた。しかし実際には、シブジ・レポートが政府を厳しく非難し土地行政を中央から切り離そうとするものであり、かつ村の小規模所有者等の弱者を保護し³²、村に土地管理の権限を与えようとする内容のために政府に採用されなかった³³のである。

なお、タンザニアの土地制度については、独立以前から 1990 年代半ば頃まで吉田が行った農村調査によって、アフリカでの慣習法に基づいた共同的土地制度³⁴における土地の占有権という一般化が導き出されているが³⁵、シブジ・レポート及び国家土地法に関する考察は部分的にとどまり³⁶、新土地法を踏まえた動きについてはフォローされていない。「土地法」草案 (A Draft Bill for the Land Act 1996) を視野に据えた論文としては Izumi の「経済自由化と土地問題」が挙げられるが、同論文は既存の権力構造の中で競争力を得ようとしているがその権利を害されている小規模所有者³⁷の権利保護に主眼をおいている。Izumi は土地の問題を政治的な力の問題と位置付け考察しており、土地制度の改革のためには土地の小規模所有者³⁸の政治的エンパワーメントが不可欠であることを示唆している。従ってこれまで、シブジ・レポートと国家土地政策に対する部分的考察³⁹はあるものの、両者を包括的に比較した上でタンザニア新土地法の前提としての網羅的な考察はなされて

³⁰ URT(1994)を本稿ではシブジ・レポートと呼ぶ。1991 年に任命されたダルエス・サラーム大学法学部のイッサ・シブジ教授を委員長とした「土地問題調査委員会」(Presidential Commission of Inquiry into Land Matters)により行われたタンザニアではじめての、土地問題の実体についての調査報告書である。タンザニア全 20 州の 2 県を除く全県、145 ヶ村及び 132 の都市部地域にて 1 年近くにおよぶ現地調査を実施し、全 83,000 人に対する聞き取り及びワークショップ等に基づいてまとめられた。

³¹ URT(1995)

³² 土地問題調査委員会は、小規模土地所有者の多い村人への保護を厚くし、女性などの弱者に対する配慮に重点をおき、政府の土地に対する濫用(強制収用や不明確な民間への譲渡など)について厳しく非難した。

³³ Havnevik(1995)p.279

³⁴ 吉田は、土地保有制度上の共同体はエスニック・グループではなく、家長に対し直接的配分権をもつリネージ長あるいは村長の管轄下にある集団と考えたほうが実情に近い、と捉えている(吉田(1999)p.10)。なお、リネージとは共通の祖先をもつ単系的出自集団で、成員が相互に系譜関係をたどることができる親族組織のことである。

³⁵ 吉田(1999)p.10

³⁶ 吉田(1999)に国家土地政策策定及び新土地法草案に関する部分的な言及がある。

³⁷ Izumi(1998)p.4

³⁸ 信頼しうる統計資料が欠如しているため詳細は不明だが、シブジ・レポートによると小規模耕作者の占めるタンザニア全土の土地面積はわずか5%となっている。また別のタンザニア政府資料(URT(2001a)p.3)では小規模農業を営んでいる人口は全人口の82%となっていることから、小規模耕作地は非常に細かく分けて所有されている。あるいは複数の耕作者により同一地片が使用されていることが伺える。

³⁹ Havnevik のジェンダー問題指摘、Coldham(1995)の集村化における権利についての指摘、MacAuslan(1996)のシブジ・レポート批評などがある。

いないため、ここでシブジ・レポートと国家土地政策での土地行政と土地の所有に関し比較考察することは意義があるものとする。

以下シブジ・レポートを中心に用い、タンザニアの土地制度、問題点及び改善案を述べ国家土地政策との比較を行う。なお、この章は雨宮（2002a, b, 2003a, c）に負うところが大きい。

3-1 「シブジ・レポート」

3-1-1 シブジ・レポートにみるタンザニアの土地制度の概観

(1) シブジ・レポートに見る土地行政

タンザニアは、全タンザニア国土を国家の代表（独立前は植民地政府代表、独立後は大統領）に付与し、国民の土地の保有の形態として占有権（Right of Occupancy）のみを認めており⁴⁰、大統領に代わる土地省（Ministry of Lands, Housing and Urban Development）が土地の管理を行う。

1975年に制定された「村及びウジャマ村法」(Villages and Ujamaa Villages Act, 1975)により集村化と末端の行政機構の「村」創設による村行政整備が行われた⁴¹。これ以降村評議会（village council）が土地の配分主体⁴²となっている。村レベル以上では、1989年に土地省が発行した通達（circulars）に基づく⁴³面積と占有される期間によって土地行政の担当が県・州と分けられている⁴⁴。

しかし、75年法は82年に地方行政法により廃止され、配分主体であることの法的正当性が不明確なまま⁴⁵、村が土地の行政主体であり続けている。しかし、村より上のレベル（県、州、省⁴⁶）の行政が頻繁に土地管理に介入しているのが実情のようである⁴⁷。異なる行政レベルによる介入は、政治とも関連があり、国内最大の政党である革命党（Chama Cha Mapinduzi : CCM : タンザニア政権与党）が多大な影響を及ぼしているといわれている⁴⁸。

⁴⁰ Tenga(1991)p.20

⁴¹ 吉田(1999)p.5

⁴² 土地行政における主たる権限は配分(allocation)によるところが大きいことにより、Tenga や吉田の文献をはじめとし土地配分を中心に土地行政を表すことが多いようである。意味合いとしては土地の占有権の認定ということが主と思われる(Tenga(1991)p.60)。

⁴³ 村及びウジャマ村法の正当性を疑問視する見方により、同法に基づくこの通達の法的正当性を不明確とする見解もある(Tenga(1991)p.60)。

⁴⁴ 1975年法の細則(Subsidiary regulation)により、5年以内の短期間の占有権付与、そして100エーカー以下のプロットに関しては県土地配分委員会が、100～500エーカーまでのプロットは州土地配分委員会が500エーカーを超えるプロットについては省土地配分委員会が担当している(Tenga(1991)p.60)。村評議会に村の土地配分をする権利が任されることになっているが(Tenga(1991)p.60)、扱う土地が100エーカー以上であれば、県、州、省、大統領の認可の領域となる(Tenga(1991)p.59)。

⁴⁵ Tenga(1991)p.60

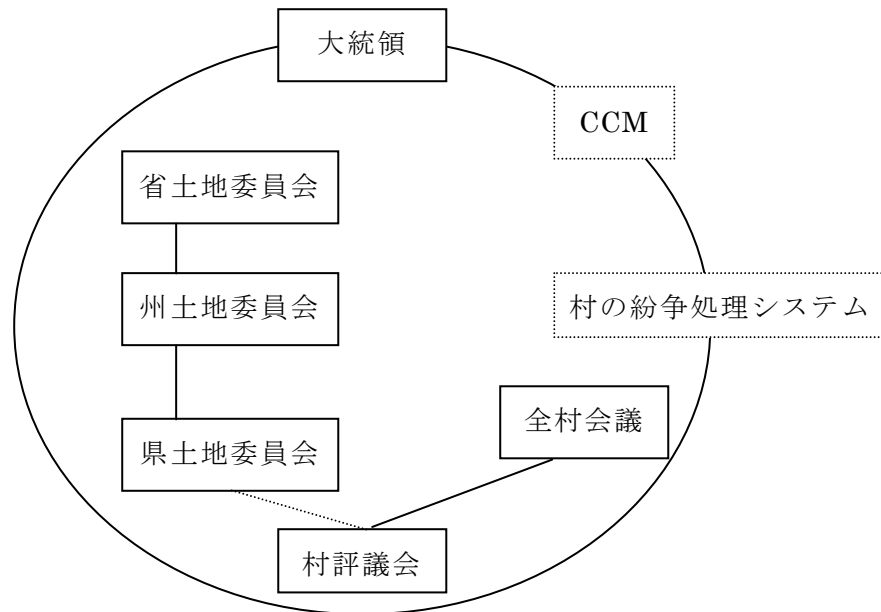
⁴⁶ タンザニアの地方行政区分は大きい方から順番に、州(Region)、県(District)、郡(Division)、区(Ward)、村(Village)、村区(Kitongoni)となっている。(吉田(1999)p.52)

⁴⁷ URT(1994)p.124

⁴⁸ シブジ・レポートではCCM 党員又は支持者である行政官吏が、政治家等の不当な土地集積を黙認しているなどの事例が挙げられている。

これらのことをまとめると、図3-1のような概念図で表すことができよう。

図3-1 タンザニアの村の土地に関わる行政機構概念図



注1. 行政システム下にあるもの以外は点線囲みである。村の紛争処理システムについては、後述の3-1-1(2)2)に記述を参照されたい。

注2. URT(1994)p.26-27 及び吉田昌夫(1997)p.214 をもとに作成した村の土地に関わる行政機構概念図。

出所：筆者作成

(2) 土地紛争処理のシステム(Machinery for Settling Land Disputes)

1) 土地の問題と司法制度

土地紛争の第一審管轄権は通常の紛争解決と同様の初等裁判所(Primary Court)に属し、上訴は高等裁判所(High Court)へとなされ、さらに不服な場合は最終的には最高裁判所である控訴院(Court of Appeal)に上訴される⁴⁹。

ところが、慣習的保有の土地に関する裁判所である慣習的土地審判所(Customary Land Tribunals)が存在し、これも第一審管轄権的な機能を果たしていることが問題となっている⁵⁰。本来、慣習的土地審判所は、植民地時代に創設された自由土地保有権(freehold)をめぐる紛争を扱うために設置されたのであるが、実際は慣習的土地所有に関わるいかなる問題にも関わり司法判断に影響を及ぼしてきたのである⁵¹。審判は土地省の役人により行われる行政の管轄にあることがその要因であろう。慣習的土地審判所

⁴⁹ URT(1994)p.101

⁵⁰ 慣習的土地審判所で解決されない場合司法に判断がゆだねられ、初等裁判所での決定・判決となる(URT(1994)p.102)。

⁵¹ 例として Mwatujobe v.Mwakasugule 1976 LRT が挙げられている。(URT(1994)p.102)

で解決されない紛争は、土地省の役人による判断で大臣の判断をあおぐことになるが、行政の都合による土地配分等汚職と関連する決定の源となったようである⁵²。

初等裁判所、高等裁判所、最高裁のどのレベルにおいても県・省を中心とする行政の圧力及び CCM 党による介入が頻繁であり、土地問題調査委員会の調査によると判決が出ないあるいは遅れることが最大の問題点となっている⁵³という。

2) 村の紛争処理 (dispute settlement machinery) システム

土地問題調査委員会によるとタンザニアには今でも村民の事情を熟知している長老をメンバーとする紛争調停会議 (Baraza za Usuluhishi) が慣習的・伝統的な紛争処理機関として存在している、という。ほとんどの村の中での土地に関する争いごとは、裁判所に持ち込まれる前にここでの仲介が試みられ、慣習法の世界で解決されている⁵⁴という。土地問題委員会は紛争調停会議の長老たちを通じた伝統的な紛争処理の方策が村人の信頼を得ていることを示している⁵⁵。

3-1-2 土地問題調査委員会が指摘するタンザニアの土地制度の問題点

土地問題調査委員会は 15 の問題点を指摘しているが、それらを以下の 4 点に要約する。

(1) 土地の管理における村の権限の欠如と法的正当性の問題

村評議会、県、州の土地委員会の法的正当性が不明確なことが根底にあり⁵⁶、村の有力者や政治家が土地を集積すること、異なる行政レベル (村と県・州など) により決定事項が異なることや権力の濫用が存在すること⁵⁷により同一の地片を複数の人に割り当ててしまう (Double Allocation) 事態が多くみられていること⁵⁸、村の土地が政治的判断により村に相談なく村人以外の者に譲渡される事実がある⁵⁹ことなどが問題として指摘される。この問題は後述(2)とも密接に関連している。

(2) 土地の紛争処理システムの混乱

司法に対する行政の介入が容易であり、政策変遷や行政の圧力により土地紛争が長引くことが問題となっている⁶⁰。抗争中の紛争の多くはウジャマー集村化の過程で奪われた慣習的に認められていた土地所有の回復訴訟である⁶¹。この問題は後述の(3)とも密接に関連

⁵² Coldham (1995) p.235

⁵³ URT (1994) p.103

⁵⁴ Ibid. p.197

⁵⁵ URT (1995) p.197

⁵⁶ URT (1994) p.33

⁵⁷ Ibid. p.25

⁵⁸ Ibid. p.27

⁵⁹ Ibid. p.31

⁶⁰ URT (1994) p.101

⁶¹ Ibid. pp.102-103

している。

(3) ウジャマー政策による集村化の問題

1967年から開始されたウジャマー村政策により、農民が従来とっていた散居形態が集村制へと変革させられることになる。政府は人々が旧住の地から新しいウジャマー村へと移動するよう促すが、結局は住み慣れた土地に戻る者が多かったといわれている。従って、集村化前に住んでいた場所に住人が戻ってきた際に、慣習的に所有してきた土地がウジャマー村の土地としてすでに他の者に割り当てられている状況が多発したといわれる。そして、そうした元住人がその土地の権利を主張し問題となっている事例が、シブジ・レポートで報告されているウジャマー政策による集村化の問題である⁶²。

このような集村化の混乱を背景とする慣習的土地所有の回復訴訟の判決には一本化された見解がなかった。また行政が介入するため訴訟が長引く傾向にあること⁶³、も問題とされてきた。

(4) ジェンダーにおける不平等

慣習法や宗教による規範が強い影響を及ぼす相続についての問題が主とされている⁶⁴。一般に土地は氏族⁶⁵あるいは家族外への譲渡から守られるため、結婚によりその地を離れることになる女性には相続する権利がなく未亡人や娘には不利益であることなどが主たる問題点として指摘されている⁶⁶。また実際の農業の担い手であるにも関わらず、女性・配偶者に事前の承諾のない土地の処分についても問題⁶⁷とされている。

3-1-3 シブジ・レポートの提案

上記の問題点を踏まえ、土地問題調査委員会は以下の提案をしている。それぞれ上記3-1-2で挙げられている問題を(1)～(4)に対照し以下に記す。

(1) 「村土地」(Village Land)と「国有地」(National Land)⁶⁸の概念

1) 土地行政枠組み

土地問題調査委員会はすべての土地が大統領に与えられた公有地であるというこれ

⁶² Ibid.p.51

⁶³ Ibid.p.104

⁶⁴ 制定法では1865年のインドの相続法適用令(Indian Succession Act 1865 (Application) Ordinance(cap.2))が採用されているが、実際の相続は氏族・地域ごとの慣習法及びイスラム法に則って実施されている(Rwebangira (1996)pp.24-25)。氏族については注 65 参照のこと。

⁶⁵ 共通の祖先をもつ単系的出自集団だが、成員が相互に系譜関係をたどることができない親族組織のことである。氏族の内に注 34 のリネージ郡が含まれる。

⁶⁶ URT(1994)pp.250-254

⁶⁷ Ibid.pp.249-250

⁶⁸ Village LandとNational Landについて「村の土地」と「国家の土地」という訳が先行研究でなされているが(吉田(1997, 1999))その内容と概念から村土地及び国有地と訳すことが適切と思われるので、ここではそのように表記した。

までの原則を否定し、すべての土地を「村土地」(Village Land)と「国有地」(National Land)に分け、土地問題調査委員会が村内でもっとも民主的な機構と称する全村会議(Village Assembly)が村土地を所有する主体となり管理を行うことを提案した⁶⁹。

国有地は、行政から独立した「国家土地委員会」(National Lands Commission:NLC)のもとにおかれ「土地管理庁」(Board of Land Commissioners:BLC)に管理がゆだねられ⁷⁰、行政の介入を遠ざけることが目指された⁷¹。

2) 村土地の土地行政に対する土地長老会議の採用—部外者(outsider)への譲渡の抑止—

土地紛争処理の実績もあるとみなされている長老の紛争調停会議(Baraza za Usuluhishi)に対する村人の高い信頼性に着目し⁷²、全村会議により選出される5人の長老により構成される土地長老会議(Balaza la Wazee la Ardhi: Elder Land Council)が準司法機関として村内に設置されることを提案している⁷³。

村土地内の個人の権利について、土地問題調査委員会はウジャマー集村化以降のものを慣習的所有(customary ownership)と定義しようとした⁷⁴。タンザニアに存在する8,500以上⁷⁵の登録されている村にすべて登記所をおき、慣習的権利証明書(Certificate of customary title:Hati ya Ardhi ya Mila:HAM)と呼ばれる村人の間でのみ譲渡可能でローンの担保としても用いられる単純な証明書発行を通じ、登記される⁷⁶システムが望ましいとした。その土地の獲得方法、所有者とその配偶者名及び相続を含むすべての処分が土地長老会議の監督のもとに登記される。実際の村人以外への譲渡の事例では、政治家や官僚の農園や別荘保有の目的が多く⁷⁷、彼らの多くが名目上の村人('nominal villager)となって村の土地を獲得することから、土地問題調査委員会は「村人」の定義を厳格に定め⁷⁸村人以外への土地譲渡を制限することを提案した⁷⁹。

⁶⁹ URT(1994)p.146

⁷⁰ Ibid.p.140

⁷¹ Ibid.p.141

⁷² Ibid.p.193

⁷³ URT(1994)及びShivji(1998)からは、紛争調停会議をそのまま土地長老会議にするという明白な記述はないが、既存の紛争調停会議を生かそうとした発想であることは確かである(Ibid.p.154)。

⁷⁴ 慣習的所有の内容は主にはその土地の使用・占有であり、土地問題調査委員会はそれまで「慣習的所有(Customary Ownership)」と同様に使用されがちであった「占有権(right of occupancy)」「見なしの占有権(deemed right of occupancy)」を切り離して慣習的所有という定義に一本化しようとしたようである(Ibid.pp.153-154)。

⁷⁵ 全国の村の数について、シブジ・レポートにはこのように書かれているが、現在では1万以上とされている。

⁷⁶ URT(1994)pp.153-155

⁷⁷ Shivji(1998a)は、シブジ・レポートの概説を中心としながら、国家土地政策に採用されなかった彼の主張をまとめ土地の民主化を訴えたものである(Shivji(1998a)p.52)。

⁷⁸ (i) 常に村に居住し、かつ村で労働する者、(ii) 主たる生計手段を村の土地内での労働によっている者、(iii) 伝統的に村のコミュニティにおいて村人であると認識されている者、を村人と定めている。

⁷⁹ URT(1994)p.152

（２）紛争処理システムと土地長老会議の採用

土地問題調査委員会は信用が厚い非公式の機関である長老の紛争調停会議（Baraza za Usuluhishi）を土地長老会議とし、村土地に関する紛争の第一審管轄権を有する機関としようとした⁸⁰。また、土地紛争を専門に扱う巡回土地裁判所（Circuit Land Court: CLC）を各州に一つ設置することを提案し、国有地の訴訟について、これを第一審管轄司法機関とすることを提案し、村土地に関する紛争も土地長老会議で解決されない場合、巡回土地裁判所に付託されることとした。村土地・国有地ともに巡回土地裁判所で解決されない紛争は高等裁判所の土地部門（Land Division of the High Court）で扱われる。高等裁判所で解決されない場合は控訴院に控訴される⁸¹。

（３）集村化による混乱に対する方針

前述 3-1-2(3)のような集村化に伴う多くの未解決の紛争に対して、集村化プログラムが実施された期間を確定することで一応の区切りをつけることが提案された⁸²

そして土地問題調査委員会が集村化プログラムが実施された期間を特定する提案をし、同期間中に集村化により影響を受けた慣習的な権利に対して、政府が補償を行う方針を提示し、救済のための基準を設けようとした⁸³。

（４）ジェンダーへの配慮

村土地の慣習的権利の登録については前述の慣習的権利証明書（HAM）に関し、その土地地上の実際の耕作主体である妻や一夫多妻制の配偶者の名前も記載されることが義務付けられ⁸⁴、妻・配偶者の同意を伴わない処分はできず、土地長老会議の承諾が常に必要とされる⁸⁵。また、全村会議開催にあたり一定の人数以上の女性の参加を規定することを提案している⁸⁶。

女性や未亡人に不利な相続についてはその問題点を土地問題調査委員会もレポートにおいて認め何らかの解決は必要としながらも、相続はその地に固有の文化や宗教等と密接に関連しており、全タンザニア国民に適用する相続に関する統一的な法律制定には消極的

⁸⁰ Ibid.p.200

⁸¹ Ibid.pp.200-202

⁸² それまでウジャマー政策による集村化プログラムがいつからいつまで実施されたかについて明言されていなかったため、退けられたり係属中のままになる訴えが多かった。シブジは政党が集村化を決定した 1973 年 1 月 23 日を集村化の開始とし、1977 年 12 月 31 日以前までに村の裁量で配分された土地の権利を保護する方針を打ち立てた。但し書きとして、集村化前の土地に戻った者に対しては、影響がなければ（これは村によりすでに他のものに配分されていなければという意味ととれる）その土地における慣習的な権利が保護されることになる（Ibid.p.190）。

⁸³ 集村化に伴う多くの慣習的土地保有の混乱・紛争に対し、(i) 集村化以前から存在した土地に対する慣習的な権利があっても、集村化を正当化することにより移住者の権利を優先させること、(ii) 集村化以前からの土地に対する慣習的権利はその土地が使用されていなければ保障されること、(iii) 集村化の過程でプログラムの方針に反して土地の権利を侵害された者が救済されること、を主な基本方針とした（Ibid.p.190）。

⁸⁴ Ibid.p.154

⁸⁵ Ibid.pp.157,249-250

⁸⁶ Ibid.p.147

姿勢を示している⁸⁷。

3-2 国家土地政策

政府がシブジ・レポートをその提出時から二年間あまりも無視したという事実から、シブジ・レポートで示された政府の意図せぬ民衆よりで非常に急進的な提起に対する政府の拒否の姿勢が見える⁸⁸。シブジ・レポートを無視、もしくは無視しつつも一部借用する⁸⁹形でタンザニア政府が作った「村土地法」及び「土地法」の土台が1995年に策定された国家土地政策⁹⁰である。

国家土地政策は、土地への公平なアクセス促進をはじめとする権利保護や土地行政の透明化を目指す目的を掲げている⁹¹。国家土地政策とシブジ・レポートを比較しそれぞれの問題点が国家土地政策中でどのように扱われたかという結果と考察を前述の3-1-3(1)～(4)と対照する順に以下に示す。

3-2-1 土地の保有及び村土地と国有地の概念

土地問題調査委員会提案の村土地と国有地に分ける方策は国家土地政策中で採用されているが、引き続きすべての土地が大統領に付与（vest）される前提とした。また占有（occupancy）を唯一の土地保有の形態として⁹²認めている。

(1) 土地行政のフレームワーク

国家土地政策では土地問題調査委員会の提案を採用せず、従来よりもさらに中央集権的な土地管理を目指している。国家土地政策では、村土地は従来どおり村評議会（Village Council）によって管理され、国有地は土地省の土地管理官（Commissioner for Land）が権限を有することとした⁹³。土地問題調査委員会は、無断譲渡や二重譲渡などの背任行為が行われる中央行政から村土地の管理を離し、村人の全員参加が可能な全村会議に任せることを考えた。しかし、これらは否定され中央政治・政党と密接とされた村評議会に一任されることとなったのである⁹⁴。ただ、全村会議自体も結局は中央政治の有力者に近い村

⁸⁷ Ibid.p.256

⁸⁸ Coldhman(1995)p.227

⁸⁹ Izumi はハイジャックされた (hijacked) という言葉を使っている (Izumi(1998)p.120)。

⁹⁰ URT(1995)

⁹¹ (i) 全国民への土地に対する公平な配分とアクセスの促進 (ii) 特に慣習的保有者の土地における権利の拡充と法律上の承認・分類・保護、(iii) 土地集積の阻止と上限の設定、(iv) 国の社会・経済発展促進のための土地の生産的利用の拡充、(v) 既存の土地管理システムの修正・簡素化、土地の分配システムの向上、(vi) 土地行政と土地紛争解決制度の簡素化と透明化、(vii) 健全な土地情報管理の促進、(viii) 持続可能な発展のための土地資源の劣化からの保護 (URT(1995)p.5) の8つが掲げられている。

⁹² この定義は「土地法」及び「村土地法」に生かされている (Ibid.p.2)。

⁹³ Ibid.pp.7,10-11

⁹⁴ Havnevik は、過去にサブサハラ・アフリカ諸国で急進的な土地改革が支持されなかったことと同様、タンザニアでも植民地時代から独立後にわたり急進的な土地改革は法・司法と密接に関わる官僚に支持されなかったの

民やより富裕な村民に左右される傾向にある側面を土地問題調査委員会がレポート中で自ら指摘している⁹⁵ことと、土地問題調査委員会が唯一の民主的機構として全村会議をあげていたこと⁹⁶とは矛盾するといえる。またこの点については Izumi が、村人が最も参加する機構が最も民主的な機関であるとも限らない、という指摘をしているがこのことも同じといえよう⁹⁷。

なお、国有地管理については土地問題調査委員会の提案する土地管理庁(前述 3-1-3(1))が管理するという、いわば大統領の土地の権限を取り上げるという考え方に対して、シブジ率いる土地問題調査委員会中の 2 名の委員が Minority Report として反対を表明していることから、委員内においてすら見解の一致が難しい問題であること⁹⁸、また独立以来、大統領に対し不可侵ともいうべき尊敬の念が一般的に国民の間にあることから大統領から土地の権限を奪うということは実現の難しいことであったのかもしれない。

(2) 村土地の管理制度—土地の配分・登記—

土地問題調査委員会提案の村主体の管理は採用されず、村土地の配分については土地省が直接責任を持ち、全村会議は村評議会から報告を受けるのみで⁹⁹事前の承諾を得ることを求められず、より中央集権的となった。

慣習的な占有権については村評議会が発行され、それぞれの県土地登記局で登記される HAM により承諾される¹⁰⁰こととなり、慣習的な土地に対する権利の登記を簡素化し村で行うことはシブジ・レポートの提案と同じである。しかし、土地長老会議の承認を伴う村単位の登記所設立の提案は否定されており、村単位の土地長老会議を設立する必要性をタンザニア政府が認めていないといえる。その理由として、政府は村ごとに登記所を置くと土地の権利申請が促進されること¹⁰¹を抑止しようとしたと思われる。また、村土地の処分については常に土地長老会議の判断をあおぎ、実際の農業の担い手である女性を保護しようとした提案も政府には拒否されている。

村土地については慣習法により管理されるのであるが、より行政主体の土地管理となったこと及び村土地の権利に関する法的フレームワークを提供しなかったことは同政策の最大の弱点といえる、と Coldham は評している¹⁰²。いずれにせよ、国家土地政策の段階でも慣習法支配の村土地に対する法的な制度のフレームワーク構築が今後の重大な課題といえる。

である、と述べている(Havnervik(1995)p.5)。

⁹⁵ URT(1994)p.33,147

⁹⁶ Ibid.p.151

⁹⁷ Izumi(1998)p.130

⁹⁸ URT(1995)p.7,283-287

⁹⁹ Ibid.p.10

¹⁰⁰ Ibid.

¹⁰¹ Coldham(1995)pp.235-236

¹⁰² Ibid.p.227

(3) 部外者¹⁰³ (outsider) への譲渡の抑止

部外者への譲渡をできるだけ制限しようとした土地問題調査委員会の提案は国家土地政策では支持されず、国民以外には投資法 (The Tanzania Investment Act 1997) に基づく投資でない限り、土地は与えられるべきではない、とのみ規定されている。詳細を規定しない点については政府の投資に水を差すようなことを避けたい姿勢の現われ、とされている¹⁰⁴。

土地譲渡の点でシブジ・レポートでの矛盾点を指摘すると、村人以外への土地集積を警戒し土地譲渡を制限するさまざまな抑止策を提案しているのであるが、村内での土地集積問題についての調査や言及に欠けている、ということがある。村内に政治的力関係や貧富の差が存在する場合もあるので、村内での土地集積問題の実態も明らかにされなければならない事項といえる。

3-2-2 紛争処理システムと土地長老会議

土地問題調査委員会が提案した土地長老会議の司法機関への組み入れは政府に受け入れられなかった。長老の紛争処理会議の組織的な組み入れの試み¹⁰⁵は、政府の干渉主義で古びた政策を覆して土地行政の権力を長老たちに戻すということに対する楽観的観測に基づくものであった、と評されている¹⁰⁶。政府は国家土地政策において、土地問題調査委員会の提案したとおり土地長老会議を県レベルの準司法機関として組み入れることにより紛争処理機構を強化し¹⁰⁷、非公式だった長老会議をより重要な位置におくことにしている。ただし、これは土地問題調査委員会の期待したような民衆による紛争処理機能強化のためではなく、廃止しようとした慣習的土地審判所 (Customary Land Tribunal) を増設し、その機能を強化する意図があった、とみられている¹⁰⁸。なお、「村土地法」においては、村ごとに紛争処理のための村土地委員会 (Village Land Council) を設立することを定めている「村土地法」(第 60 条)。しかしそのメンバーは村評議会メンバー7人から成り「村土地法」(第 60 条(2)項)、行政内に組み込まれたものである。

3-2-3 ウジャマー集村化過程の混乱に対する方針の欠如

土地問題調査委員会は、集村化の混乱に対する補償基準について提案したが、国家土地政策においては、集村化過程の土地の権利とその混乱についてほとんどふれられておらず、また土地問題調査委員会の提案についての言及もない。しかし、シブジ・レポートが提出

¹⁰³ 土地問題調査委員会は、村レベルでは村人以外、国全体では国民以外を部外者と呼び、部外者への譲渡を抑止しようとした。

¹⁰⁴ Ibid.p.236

¹⁰⁵ URT(1995)p.197

¹⁰⁶ Coldham(1995)p.234

¹⁰⁷ URT(1995)p.25

¹⁰⁸ 土地省から指名されたメンバーで構成される慣習的土地裁判所の決定が汚職を生み出している(URT 1994: p.102)ということがシブジの廃止しようとした理由であるが、慣習的土地審判所はこれまでどおり続き、信頼性、効率性の低い裁判が続くことを示している(Coldham(1995)p.235)と評されている。

された数日後「新設された村に関する土地保有登録法（1992年）」（Registration of Land Tenure (Established Villages) Act in 1992）が制定され、集村化以前の慣習法に基づく裁判所への訴えが一切禁止されることとなった¹⁰⁹。つまり、この制定法はウジャマーによる強行な土地配分を正当化したのである。それまでウジャマー集村化については、立ち退きを強要されたと主張する人々が政府に対し補償を求める訴えが多発していたが、裁判所での審議は長期にわたり、継続中の案件が山積みになっている状態であった。同法の制定は係属中の訴訟をなくし、こうした事態に決着をつけようとした政府の考えを表しているといえよう。しかし、同法自体が無効であるとの判決が最高裁により下され¹¹⁰、集村化の過程で権利を侵害された人々から解決されない訴えは従来どおり存在し続けることになった¹¹¹。このような経緯を経て、結局国家土地政策では集村化に対する明確な方針は示されないまま「土地法」及び「村土地法」が制定されることになる。

3-2-4 ジェンダーへの配慮

土地問題調査委員会はジェンダー配慮を大変重視したが、土地政策においてその比重は小さく、国家土地政策は、登記に際する配偶者の同意や長老による確認の導入の提案を受け入れていない¹¹²。また、氏族の土地の相続は憲法に反せず伝統と慣習に支配し続けられる¹¹³とし、氏族の慣習等には立ち入らない方向性を確認するものといえ、それぞれの地域や部族固有の慣習法のあり方を統一する意思のない点について、土地問題調査委員会と国家土地政策は共通している。なお、判例法¹¹⁴は一般的に慣習的な規則を保護する傾向にあること、また他のアフリカ諸国の経験からも¹¹⁵宗教や文化と密接な相続の問題に立ち入ることは極めて難しいことといえよう。

¹⁰⁹ Coldham (1995) p.238

¹¹⁰ Court of Appeal of Tanzania, at Dar es Salaam, Civil Appeal No.31 of 1994(Izumi(1998)p.119)

¹¹¹ Coldham(1995)p.241

¹¹² URT(1995)p.12

¹¹³ Ibid.

¹¹⁴ Epherhim v.Pastory, Mwanza High Court, Civil Appeal No.70 of 1989(URT(1994)p.254)などがある。

¹¹⁵ ケニア、ウガンダ、ザンビアで家族法を変える試みがあったがこれらの経験からも個人に関する法律の変更は難しいとされている(Ibid.p.255)。

4. 「村土地法」規定の考察

前述までの歴史的変遷及び政策的変遷の結果、3-2の国家土地政策の方針に則り、ODA (Overseas Development Administration(of the British Government)) コンサルタント McAuslan 及びタンザニア人法曹グループにより「1997年土地法草案」が起草されることとなった。その後、結局、内容が膨大なので、重要な「村土地」部分については別法として定めることとなり、最終的には1999年に「村土地法」及び「土地法」の二つの法律が制定されるに至った¹¹⁶。

表 4-1 土地に対する権利の変遷（植民地政策下～ウジャマー政策下～現在）

	ドイツ植民地時代	英国植民地時代	ウジャマー政策下	現在
	植民者に対してのみ適用される制定法	制定法による二重のシステム	本国人に対しても、本国人以外に対しても「占有権」という名称 (customary right of occupancy) に統一したが、二重のシステムは残る	慣習的「占有権」及び付与された「占有権」
タンザニア 本国人	制定法なし	「1923年土地法」は本国人の土着の慣習の尊重をうたう：慣習下の「みなしの占有権」	村評議会を中心とした共同体的所有「村及びウジャマー村法」	本国人に関する法律と慣習下の「みなしの占有権」に起源を有し、村評議会によって配分される慣習的「占有権」及び「付与された権利」に起源を有する「占有権」
本国人以外	権利証書の発行を伴った不動産賃借権、自由土地保有権 「1895年土地布告」	ドイツ植民地時代に譲渡された不動産賃借権、自由土地保有権はそのまま存続 権原登記証明書を伴った99年間の土地の「占有権」の付与 「1923年土地条例」	植民地時代の制度「1923年土地条例」の存続	どちらも権原証明書を伴い登記可能「村土地法」及び「土地法」

出所：雨宮洋美（2003c）p. 30 をもとに筆者作成。

¹¹⁶ 1999年2月9日～11日の議会で承認されている。

本章では、1999年に新しく制定された「村土地法」及び「土地法」の考察を通じ、その枠組み内の共同体的土地所有権及びその意義を明らかにするものである。植民地時代から現在までの土地に対する権利の変遷は、表4-1にまとめたとおりであるので参照されたい。

タンザニアの「土地法」は、近代的所有権と同質のものとして、植民者等に対し認められてきた、権利証書(certificate)を伴う占有権としての「付与された占有権」(granted right of occupancy)¹¹⁷に起源を有する権利を扱う法である。そして、「村土地法」は英国植民地時代から、タンザニア本国人に対して慣習的に認められてきた「みなしの占有権」(deemed right of occupancy)に起源を有する権利を「慣習的占有権」(customary right of occupancy)と定義して扱う法である。別法として「村土地法」を制定すること自体が、村の共同体的占有を重視している表れである。さらに、「村土地法」の最も特徴的な点は、土地に対する共同体的な権利を法的に追認することである。

なお、本章の内容は雨宮(2003c, 2004)の分析部分に負うところが大きい。

4-1 現行法である「村土地法」と「土地法」の関係

4-1-1 1999年制定の「村土地法」と「土地法」

タンザニアのすべての土地は、公有地(public land)とされることが「土地法」により引き続き定められた¹¹⁸。公有地は、「村土地」(Village Land)、国立公園などを含む「保留地」(reserved land)及び「一般の土地」(general land)に分けられ¹¹⁹、村土地部分について別法として制定されている法律が「村土地法」である。タンザニア国土において、村土地は約69%を占め¹²⁰、全人口の8割以上が居住するといわれることから、一般のタンザニア国民と極めて密接な関係にあるのが「村土地法」である。

なお「村土地法」及び「土地法」が具体的にどのような土地に適用されるかについては次のとおりである。例えば一つの県の中において、「村土地法」は県(District)の監督下の村(Village)に適用され、「土地法」は市役所(Municipal Council)管轄下の土地に適用される法律となっている。「村土地法」が適用される土地は、県の監督下において村評議会が主体となり管理されることになる。他方、都市部の市内であれば、市役所の土地部門の監督下において区(Ward)が一応の土地管理の主体となる。しかし実質的には市役所の土地部門が直接土地行政を行っており、区は土地行政に形骸的に関わるにすぎない。市内の土地は「土地法」及び「町及び国家計画条例(Town and Country Planning Ordinance)」のもとに市役所によって直接管理されており、市内にある村についても市役所監督下におかれ、「村土地法」ではなく「土地法」及び「町及び国家計画条例」が適用される。

¹¹⁷ 「付与された」(granted)という意味は、元来、植民地時代に植民地政府から権利証書を伴う近代的所有権に近い権利を与えられたというところに由来する。

¹¹⁸ 「土地法」第4条(1)項

¹¹⁹ 「土地法」第2条

¹²⁰ Sijaona(2002)p.34

表 4 - 2 土地の管轄行政と法

場所	都市部		郊外
行政単位	市 (city:municipaa)	村(village:kijiji)	村(village:kijiji)
土地管理の主体	市役所の土地部門 (Idara ya Ardhi)	地区 (Ward: Kata) 市役所の土地部門 (Idaraya Ardhi)	村評議会 県の土地部門
適用される法律	「土地法」 「町及び国家計画条例」	「土地法」 「町及び国家計画条例」	「村土地法」

出所:筆者作成 (2004) (最終報告会資料)

4 - 1 - 2 「村土地法」における土地に対する権利

「村土地法」に規定される土地に対する権利は、慣習法に基づくものである。どのような権利かと言ってしまうならば、それは村共同体構成員に限定される、農業及び居住を基本とした無期限の権利といえる。そして「村土地法」の検討から、その土地の権利主体、使用目的、条件、収益及び処分に際して家族のみならず村共同体の利益をも考慮して設けられるさまざまな制限のある権利といえることができる¹²¹。基本的に村共同体構成員以外への譲渡は制限されている。村で規定される上限を超える面積を占有することになる場合や譲渡人本人又はその家族若しくは扶養者の生活を不十分にする場合¹²²に該当するような譲渡は制限されるなど、土地取引の完全な市場化とはいえない譲渡制限がみられる。

また、タンザニア国土全体でみると大統領が土地の「受託者」(trustee)である¹²³。そして「村土地法」によると、村評議会が土地管理の「受託者」であり、村人は「受益者」(beneficiary)である¹²⁴。村評議会は村土地の管理・運営を行い、「村土地法」に基づく義務を負い、受益者の利益又は公益その他の定められた目的のために信託財産である土地を管理しなければならない仕組みとなっている。そして、条文規定上、村土地の受益者となるためにさまざまな条件が設けられている。これらのことから、タンザニアの村では、土地が信託財産、村評議会が受託者であり村人が受益者であるという信託構成¹²⁵がみられ、雨宮 (2004) では、これが「村土地法」の一つの特徴であると述べられている。

「村土地法」規定の詳細については、雨宮(2003c)および雨宮 (2004) を参照されたい。ここでは、慣習法と「村土地法」を対照させた表 4-3 を以下に示すのみとする。

¹²¹ 雨宮(2003c) p.32

¹²² 第 30 条(4)項

¹²³ 「土地法」第 4 条

¹²⁴ 第 8 条(2)項

¹²⁵ 信託とは、一定の目的に従って受益者のために財産の管理・運営を受託者が行うことである。

表 4 - 3 「村の土地法」及び「慣習法」の対照表

	慣習法	「村土地法」
	慣習的占有権	「慣習的占有権」 ^{a)}
村共同体内の構成員	通常共同体の構成員たる居住者に限る。 ^{b)}	村共同体の構成員に限る。
使用	特に、恒久的な樹木の植樹及び境界を区分した土地において、義務を伴う十分な使用权（full right of use）がある。 ^{c)}	目的の制限あり：農耕・牧畜又は土地をよい状態に保つ使用。その地域での慣習法の遵守。
収益	使用による収益を得られる。 ^{d)}	使用による収益を得られる。
処分	支配層からの制限のある処分権：相続できる。 ^{e)}	譲渡先はタンザニア国民に限る。譲受人の扶養者若しくは家族の生計が困難となる譲渡は認められない。60日以前の村評議会への通知が必要である。相続は遺言により可能。
期間	無期限 ^{f)}	原則として無期限の占有権が付与される。特定の期間を選択することも可能。
登記	できない。	「慣習的権原証明書」(certificate of right of occupancy) の発行を受け村登記所にて登記可能。
村共同体の構成員以外	原則的に制限される。	外国人への譲渡は「1997年投資法」による目的以外は制限される。
共同体の村土地 (communal village land)	特定個人に配分されてはならない森林、放牧、狩猟又は農耕用の土地。共同体構成員であればその使用を黙認される。	村評議会が全村会議を通じて定めた目的のために分け置く土地として定義される。

*慣習法については、エスニック・グループ毎に異なるので、今日でもタンザニアの慣習法の基礎として使用されている、代表的なエスニック・グループの研究実績をまとめた James and Fimbo(1973)を参照した。

a) 「村土地法」における定義としての慣習的土地所有権であるので「」書きにした。

b) Ibid. p. 5

c) Ibid. p. 7

d) Ibid. p. 29

e) Ibid. p. 29

f) Ibid. p. 29

出所：雨宮（2003c） p. 31.

4 - 2 「村土地法」規定の貧困緩和における役割

歴史的・政策的背景を踏まえ、3章にて共同体的土地所有権と捉えてきたタンザニアの土地に対する権利、及び「村土地法」で占有権と呼んできた Right of Occupancy をその権利の様相から「使用权」と呼ぶことにしたい。従って Customary Right of Occupancy を「慣習的な使用权」と呼ぶこととする。

本章では、「村土地法」で規定されることになった土地の使用权の構造、意義について明らかにする。なお、議論は加藤(1996)が土地の共有制をとるアメリカ先住民族のチェロ

キ・ネイションの事例¹²⁶を取り上げている「総有論、合有論のミニ法人論的構造」を手がかりとして展開する。また、後述の多くは雨宮(2004)に負うものである。

「村土地法」規定の土地の使用権の特徴的な内容は、①村評議会が村土地管理に果たすミニ国家的な役割、②入会地と呼べる「共同体の村土地」(Communal Village Land)の存在、③総有¹²⁷及び信託構成から成る構造、の三点にまとめられる。この特徴①②からは、加藤(2001)がチェロキ・ネイションの事例で述べたように、部外者への土地流出を阻止するため処分に制限を設けることにより村共同体としての一体性を保つという目的が意図されているといえよう。さらに③の信託構成をとることは、信託財産である土地の使用権を持つことができる構成員を限定し、土地譲渡に対してさらなる制限を設けているとみなせよう。村共同体としての一体性を保つ目的は、タンザニアの土地のセイフティ・ネット機能を保持し、貧困緩和に寄与することにあると考えている。

4-2-1 村評議会が村土地管理に果たすミニ国家的な役割

「村土地法」が規定する村評議会は、土地行政に関して村人以外を排除するという点においてミニ国家的に土地を管理していることを指す。そして村土地の「慣習的な使用権」は村共同体の構成員の認識及び状態に基づく権利であり、村共同体の構成員は村人若しくは村と関わる者に限定される。村土地の慣習的な使用権を得るには村評議会への申請を通じた許可が必要とされ、村人の個人としての持分は潜在化しておらず、個人には村評議会所有のものと採取、収益権能だけを行行使することが認められ、処分は家族的扶養を害さないことを条件とし制限的に可能といえるものである。また、慣習的な使用権の期間は原則無期限であるが、土地が長期に使用されない若しくは土地の所有者が国外にいる場合は、管理人の不在等により配分可能な土地として村評議会に戻される。村内にて完結している村評議会によるこのような土地の管理は、ミニ国家的な管理を補強しているといえる。

4-2-2 入会地と呼べる「共同体の村土地」(Communal Village Land)の存在

「共同体の村土地」とは、「村土地法」第2条(1)項に規定される「慣習的な使用権」により村共同体構成員に配分できる土地と区別され、個人の使用・収益及び処分権が認められない土地が明文化されたものである。つまり、入会地と呼べる土地の存在が追認された

¹²⁶ 1939年制定のチェロキ憲法(Constitution of the Cherokee Nation)の規定では土地を共有制とし、チェロキ・ネイションの土地のチェロキ族以外への譲渡を禁じ、チェロキ族以外の者はチェロキ・ネイションの土地を所有できないという身分と直結した土地所有を定めている

(<http://www.yvwiusdinvoohii.net/history/CherConst1839.htm> に掲載)。

¹²⁷ 総有は共同所有の一形態である。共同所有者が一つの団体を形成し、その構成員である各共同所有者は使用、収益の権能を持つが、処分の権能は団体に属する。つまり、各共同所有者が持分権を持たず、分割請求もできず、入会集団の構成員たる資格を離れて採取、収益権を処分することはできない身分権的権利である。現在においてその典型は入会集団であるムラとその構成員がもつ入会権にみられる(加藤(2003)pp.320-321)。詳細は雨宮(2004)参照のこと。なお、これは通説とされている日本の共同所有論の三文法のうちの一つであるが、わが国の民法典に規定されているのは、共有物全体の持分に応じた使用、収益、分割請求権を有し共有持分を個人の自由で処分することが可能な共有だけである(民法第249条以下)。また、分割請求・持分処分に制限がある共同所有が合有である(我妻(1961)pp.122,124、星野(1980)p.132など)。合有についての規定は民法典にはないが、実質的には組合がその機能の典型例といわれている。

とみなされ、「村土地法」施行における重大な変化といえる。これにより、共同体の公益に基づき(a community and public basis)使用される土地として、村ごとにその範囲及び目的が決められることとなった¹²⁸。これは「村土地法」施行前から行われてきた土地利用の実態を追認するものと考えられる。「共同体の村土地」の利用形態、その公益の具体的内容は村ごとの実態に即した規則により異なると考えられるが、薪炭材などの収集、放牧地及び予備的農耕地としての利用などが想定される。

「共同体の村土地」は原則的に配分できない土地として村評議会の管轄下にある。従って、わが国の民法典第 294 条規定の共有の性質を有しない他物権¹²⁹としての入会権と同じと考えられ、村共同体構成員に認められるのは持分のない用益権利用にとどまると考えられる。なお、「村土地法」にそのような記述はないが、スワヒリ語版の「村土地法」普及ガイドラインからは、「共同体の村土地」利用にある種の「貢献」を前提とした「よい使用」をしなければならない義務が伴われることがわかる。

4-2-3 総有論及び信託構成から成る所有権構造

4-2-1で村全体の土地は村行政により管理総括され、団体構成員である村人は持分請求権を持ちえず、村人としての身分に基づき使用、収益、採取及び制限のある処分の権利のみを有すること、村共同体構成員から離脱する際に土地の分割請求ができず換価制限があることを述べた。そして、4-2-2で村土地の中には入会地と呼べる土地があることも紹介した。これらをまとめ、タンザニアの村土地所有は総有であるといえることができる。加藤(1996)と比較検討し、特に「総有論」のミニ法人論的構造が当てはまるといえる。

また、タンザニア国全体でみると大統領が土地の受託者であり、村土地管理の受託者として受益者たる村人のため「村土地法」に基づく義務を負い、受益者の利益又は公益その他の定められた目的のために信託財産である土地を管理しなければならない。そして、条文規定上、村土地の受益者となるための村共同体構成員となる資格要件が設けられている。これらのことから、村土地という信託財産をめぐる信託関係が成立しているといえる。

「村土地法」において、信託構成のもとに総有論をとる目的は、村共同体内での土地の商品化並びに一極集中化を防ぐこと及び土地譲渡に制限を設け村共同体の一体性を保つことにあるといえる。そして、団体の継続性を図る意義は、土地が持つセイフティ・ネット機能の維持にあると考える。

¹²⁸ 第 13 条(1),(2)項

¹²⁹ 他人が所有する物の上の物権のこと。

5. 「村土地法」及び「土地法」をめぐる問題意識の所存

以上が、歴史的・政策的変遷及び法律の解釈からの村土地法の概要であった。次に「村土地法」及び「土地法」をめぐる現地の状況をみてみることにしたい。本章にて、タンザニア政府及び土地分野においてその方針がドナー間に如実に反映されることから中心的役割を担う世銀の問題意識を概観し、次章にて現地調査を踏まえた実態を把握する。

5-1 タンザニア政府の問題意識

2004年2月に土地法改正案が議会を通過し、「土地法」が改正された。改正のポイントは土地の譲渡担保化の実現性にある。国民の多くが住む村に適用される「村土地法」については改正の予定はないが、譲渡担保について参照される条項がある。それは、慣習的占有権の譲渡抵当に関する条項（「土地法」第114条(1)項）である。債務者の債務不履行が起こった場合、譲渡担保とされた土地があっても、債権者は債務者の「配偶者」の承認を得なければ土地を取り上げられない仕組みであった。そして、タンザニアの実社会において宗教及び文化的背景により一夫多妻の家庭や、実質的には妻とみなせるような者が複数存在する場合には、「配偶者」とは誰を指すのかが不明瞭であった。従って、債権者が抵当権を設定した土地において権利行使できないので、抵当権を行使可能にするための改正が必要だという提案がなされてきたのである¹³⁰。今回の改正によって、「配偶者」がより狭く限定されることとなった。改正後の「配偶者」の定義には、婚姻家庭（matrimonial home）に共に住む配偶者という言葉が加えられていることになった。実際には一夫多妻の家庭においては同じ家屋敷内に異なる妻とその子供が居住することも多々あるが、この場合の婚姻家庭というのは食事を共にする家族とでも表現できるのではないかと考える。これにより、以前よりは「配偶者」が限定的に解釈され得るかもしれない。しかし、実際は同じ家屋敷内に複数の妻とその子供が住む家があり、夫がそれらの各家庭を食事のたびに順番に訪問するような慣習のある地域もあることから、確実に限定的な解釈が可能な法改正となったとは言い難いであろう。

タンザニア国民の8割以上が村に居住する以上、村土地法の普及は重要であると認識されている。しかし1万以上にも上る村への普及について、具体的な実施計画を立てられていない状態にあり、適切なドナーの支援が強く望まれている。

5-2 世銀の問題意識

これまで、ドナー会議において土地問題はとりたてて取り上げられることのない問題であり、PRSP推進の一環であるPAF（Performance Assessment Framework）2003に挙げられ

¹³⁰ 2004年2月27日、Mr.Mutakamiluwa, Assistant for Permanent Secretary, Ministry of Lands による。

ている条件項目の一つとして、漠然と「村土地法と土地法の実施」が挙げられているのみであった。そして、世銀自身もこれまではリップサービスの土地法及び村土地法の重要性を指摘するだけで、本腰をいれていなかったのが実情である。しかし、第1章で前述したように、近年、世銀は低所得で社会保障のメカニズムの無いアフリカにおいて、土地がセイフティ・ネット機能を果たし、フォーマルな制度と同等に機能していることを全面的に認めている。そしてアフリカにおいてはインフォーマルな制度の機能強化が、フォーマルな制度確立より経済的かつ効果的であるという認識を深めているといえる。これに従い、これまでの早急な市場経済化路線に対する要請ではなく、インフォーマルな制度のフォーマル化を評価しながら、アフリカ各国の土地政策支援をしていく今後の方向性を明らかにしている¹³¹。

そして、2004年2月にタンザニア、ウガンダ、エチオピア、南アフリカ共和国、ケニア、アメリカ合衆国（世銀ワシントン本部）をつないだビデオ会議による「アフリカにおける成長と貧困削減のための土地方針」と題されるワークショップに見られるように、アフリカの土地問題の深刻さを受け止め、インフォーマルな制度のフォーマル化を視野に入れた支援を全面的に打ち出し始めたようである。

具体的には2004年6月から、タンザニアにおいて欧州連合（EU: European Union）のファイナンスのもと世銀の指導による土地法及び村土地法実施の計画、Terms of Reference（TOR）作りを行うことが決定しているということである¹³²。詳細は今後のPAFのターニングポイント¹³³において開催されるPRSP支援のドナー会議などで明らかにされていくはずである。日本が協調していくことを打ち出しているPRSPの一環での「村土地法」及び「土地法」支援を具体化・明確化していくためには、こうした最新の情報に常にアクセスすることをはじめとする現地事務所の積極的関与が必要であろう。

¹³¹ Deininger (2004) p.5

¹³² 2004年2月27日世銀タンザニア事務所、Rural Development 担当 Dr. Chengula へのインタビューによる。

¹³³ 2004年3月～4月のPAFのパフォーマンスを踏まえ新たな tentative PAF action が策定されることになる。

6. 実態から見る「村土地法」規定—農村における村土地法施行及び土地に対する権利概念の調査から導き出されること—

前述 5 章までに、歴史的背景、「村土地法」における土地の権利などについての理解を深めてきた。次に、「村土地法」が実態面においてどのような役割を担うものとなるかを予測するために、法律の内容がどこまで実態に即したものであるのか、または乖離したものであるのかを確認する必要がある。具体的には、法が規定する「村土地」及び「共同体の村土地」がどのような所であるのか、そこにおける規制、村における土地に対する権利の様相、土地の譲渡について実態を明らかにした。また、法的規定の実態のほか、タンザニア政府が「村土地法」普及のために行っているプログラムの内容の把握についても、ここで行いたい。

なお本章は、2003 年 12 月から 2004 年 2 月まで実施したタンザニアの二つの村での調査結果に基づくものである。二つの村における現地調査結果の詳細は、別添 I のフィールド調査概要 1 および 2 を参照されたい。ここでは、現地調査の結果から導き出されることを主として記述する。

6-1 ムシンド村及びマンタンジ村の実態から導き出されること

6-1-1 「村土地法」規定と村人の認識

どちらの村においても、地図、登記、測量記録などは存在しなかった。しかし、記憶と口承伝達により、隣村との境界線、村内での村土地と個人が使用する土地の区分、個人の土地の面積と境界線などを認識し合っていることが分かった。このような認識に基づき、さらに以下のような詳細な事実が確認された。

(1) 「村土地」(ardhi ya kijiji)と「個人の財産」(mali ya mtu / mali yangu)

基本的には村内の土地はすべて村評議会が管理する「村土地」であるとしながら、村土地上において個人の使用权及び使用权の持ち主、及びそれらの領域は明確に認識されている。なお、通常村における個人の使用权の範囲は、家屋敷、家屋敷まわりの畑、家屋敷から離れた畑である。人々は個人の使用权の及ぶ範囲を、「個人の財産」(mali ya mtu / mali yangu)と呼び、その範囲においては無期限の絶対的な使用及び収益権が認められている。処分については、村評議会の許可が必要とされることから、制限的な処分の権利が認められているのみである。

但し、相続に関しては、一般的に家族内の問題と捉えられていることから各家庭がそれぞれ自由に行っていることがわかった¹³⁴。本来相続は、村土地法第 18 条(1)項(h)によると遺言のみにより相続が可能となっている。しかし、村人でも知識のある者(フィールド調査概要 2. のケーススタディの村人③)のみが遺言という言葉を使い相続に関する構想を述

¹³⁴ 別添 I フィールド調査概要 2 を参照のこと。

べたことから分かるように、遺言の知識のある者だけが行ってきたことだと考えられる。また、遺言の形式についても村土地法に詳細はなく、個人の自由裁量に任されていると想定されてきた歴史が伺える。今後は、相続を具体的な法律行為とするための要式¹³⁵を定めることが必要とされよう¹³⁶。

（２）「村土地」と「共同体の村土地」

どちらの村においても、「村土地法」第13条に規定される「共同体の村土地」(Communal Village Land) という範疇は認識されていないことが分かった。土地利用の実態から、村内の「村土地」において当該村共同体の構成員であれば、個人が薪炭材を切ることが許される森林、個人が利用することの出来る放牧地を自由に利用ができることがわかった。この『村土地』内の村共同体の構成員であれば自由に利用できる土地という部分こそが、「村土地法」第13条に規定された「共同体の村土地」部分に該当する。

「村土地法」内の「共同体の村土地」規定は、このような実態に基づいたものである。人々の認識に「共同体の村土地」という区分は無いが、「村土地」の中でも村共同体構成員による自由な使用・収益が認められる区分を、法文化したものといえる。

（３）村人個人の処分の権利の様相—譲渡、賃貸借の実態から—

相続に関しては、自由な処分が認められていることは前述(1)のとおりであるので、ここでは触れない。

どちらの村においても村共同体の構成員以外に対する譲渡は、原則禁止されている。また、村人は一般に、自分の財産である土地は先祖代々住み続けた場所又は耕作してきた場所であり、さらに自分の食料用作物を確保する場であるので、売買の対象として扱うことはよくないという認識を持っているようである。但し、村へ新たに居住を希望する人に対しては、村評議会での登録という手続きを踏まえて村共同体の構成員と成ることを条件として、個人間での譲渡が許可されている。

個人間での賃貸借については、土地の不足している村では一般的によく見られる事象といえよう。個人間での賃貸借は、「相互扶助」の一環として捉えられている。土地を貸さざるを得ない状況に置かれる賃貸人は、賃借人により支払われる対価によってしか解決できない問題を抱える困難な状況に置かれている者とみなされている。「相互扶助」の名目において、土地の賃貸価格は賃借人が抱える問題を解決するために必要な価格に限定され、村内の賃貸価格とは個別に設定されている。

¹³⁵ 従って行わないと不成立又は無効とされる法令が定める一定の記載事項を記した書面や所定の手続きなどの方式のこと。

¹³⁶ 例えば、日本において遺言は要式行為であり方式に違反する遺言は無効であるので法定の要式を満たすことは重要である。タンザニアの「村土地法」においては遺言が、人の死亡の際の土地の権利の継承の手段とされていながらその具体的な要式に関する記述が見られない。

（４）村評議会から村人に対する配分（allocation）と村人以外への譲渡

過去に村評議会から配分を受けた土地に居住する村人が多くいること、土地が不足していない村では新参者にも配分があることから、村が保有する未利用地が多い場合に限り、村評議会から村人個人に対する配分があり得ることがわかった。未利用地の面積に左右されることから、一般的に人口増加が進むにつれて村評議会からの村人に対する配分は難しくなっている。

原則的に村評議会から村人以外に対しては、譲渡できないことになっているが、投資目的の場合には村の経済発展を考えて譲渡したいと考えている。雇用創出と経済発展は、どちらの村においても優先される土地譲渡の条件であった。しかし、土地譲渡に際しては、コミュニティのためになること、一定の道徳的価値基準に照らして「よい利用」と判断されること、という条件が付されている。コミュニティのためになること、道徳的価値基準は村により異なることが想定される。

実際は、「村土地法」及び「土地法」によると、外国人投資家に対する土地譲渡は、タンザニア投資センターを通じた手続きにより可能である。しかし、このことはほとんど知られていない。

（５）土地紛争処理

土地の不足している村においては、独自の土地紛争処理の手続きと紛争処理機関が存在している。

「村土地法」規定によると、拘束力を持たない準司法的機関（土地省、Assistant for Permanent Secretary による）にあたる村土地委員会（Village Land Council: Balaza la ardhi）の設立が想定される。これに対し、マンタンジ村は既存の長老会議（これは「村土地法」規定にはない伝統的機関である）を土地委員会と併用して用いている。法律上では村評議会と村土地委員会は個別の機関であるが、土地の紛争について共に話し合っているようであり、村においてはそれらの区別はほとんど無い。村土地委員会、村評議会の土地紛争に対する取り組みは、白黒をはっきりつけることにはなく「村人同士が平和にわかりあう」ことを主眼としたものである。拘束力はないものの、村土地委員会を「準司法的機関」と位置づけるタンザニア政府の思惑とかならずしも一致しない働きをしているのが実態であろう。

また、村土地委員会で解決できない紛争は、行政審判所である郡審判所に付託されることになる。村土地委員会の意見は郡審判所では参考にされる必要がなく、郡審判所以上になると村の実情を加味しない決定がなされることも予想される。

（６）村人にとっての「村土地法」規定

— 制定法を含む村人の認識下の土地に関する決まりごと —

村人の共通認識として、土地に関する村内の決まりごとや、道徳観念と思われていることは村条例に盛り込まれていると言われるが、必ずしもそうではない。むしろ、書かれていない決まりの方が多いいえる。村では村人が決まりを遵守し、尊重する姿勢が重視さ

れており、記述の有無、村土地法の規則の有無はほとんど重視されていない。

6-1-2 「村土地法」規定と村の実態からのまとめ

「村土地法」は理想的な機構・機能・仕組みを想定した部分もあるが、既存の決まりや機構をフォーマル化したものも多い。

村評議会は、村土地管理に強固な役割を果たしており、村土地管理の主体として実際に機能している。

(1) 土地管理と紛争処理

村評議会が中心となり土地管理を行うことは、法が想定するところである。なお、「村土地法」の想定(第48～53条)では村土地法の専門的知識を有し、測量、登記、登記管理に責任を持つ、村の司法的判断アドバイザー(adjudication advisor)が率いる司法的判断委員会(village adjudication committee)の設立をも目指しているが、これはまだこの村にも設立されておらず、ムシンド村、マンタンジ村でも同様であった。村内に既存の調停機能を有する機関をフォーマル化することは現実性のある試みであるが、法律知識を有し適切なアドバイスを提供できる司法的判断アドバイザーの選任、司法的判断委員会の設置については、現状では難しいと言わざるを得ない。

(2) 村人個人の権利(処分、相続)

土地不足のため村が土地の自由な譲渡を禁止しながら、新しく村に居住する人が個人交渉により土地を譲ってもらうことを認めている。新しく居住する意思のある人に対しては、村は個人間の譲渡を認めているといえよう。

村内の土地賃貸、賃借についてマンタンジ村ではインタビューした村人に限っては経験したことが無い者のほうが少ないといえるほど、活発であった。賃貸の価格は、村評議会から借りる場合は一律2万Tsh.とされていたが、傾斜地のような条件の悪い部分では少し安い設定となっていた。また、個人間でも村評議会の価格を参考にして2万Tsh.という設定が多かったが、条件、その個人間の関係などにより価格は異なる場合もあった。また、土地に見合った価格とは考えられない数千Tsh.という安い価格や牛1頭などという現金以外のものもあった。そして、村人の「土地の賃借は助け合い」という供述からもわかるように、これらの実態からは、土地の賃貸借は村の仲間としての「助け合い」の一環だといえる。そして土地を貸した理由は常にshida(問題)があったからであった。個人間での土地の貸し借りは、商売目的の場合を除き、なにか問題があったことの象徴とみなせる。

(3) 外国人投資家への譲渡の可能性

外国人投資家への土地譲渡はタンザニア投資センター(Tanzania Investment Centre:TIC)を通じた手続きによってのみ認められることになっている。しかし、そのことは村では全く知られておらず、外国人の譲渡に関しても直接自分たちに申請し自分たち

で取り決めができるものと信じている。これは、今回調査した村が外国人投資家に魅力を感じさせるような条件の整ったところではなく、そのような想定が今まで必要なかったからかもしれない。

(4) 未利用地の多さと市場

村に豊富に未利用地のあるムシンド村では、村評議会からの無償の仮賃借が認められていたが、未利用地が無いマンタンジ村ではそのようなケースは一切見受けられなかった。土地が豊富にある村では緩やかな決まりによる村土地の賃借もみられ、未利用地の無い村では村評議会が定めた価格による土地の貸し出ししかみられない。村土地の貸し出しの様相は、基本的には未利用地の多さに左右されるといえよう。

村での土地の賃借及び譲渡は、いわゆる市場原理を軸に展開されているとはいいがたい。個人間で土地を貸し出すときにその土地の価値がいくらかという価値換算に基づいての貸し出し価格の取り決めではなく、貸す側が必要な現金がいくらかにより決められるからである。そして、土地を貸す側よりも借りてやる側の方が「お金を払って助けてやっている」とみなされている。さらに、土地の価値ではなく貸す側が必要とする金額が土地賃借の価格になっていることは重要な点である。土地の貸し借りは、相互扶助の一貫なのである。土地を借りる側は必ずしも土地が必要だから借りるとも限らない。借りることにより貸す側を助けることになるから借りる場合もあるのである。さらには、マンタンジ村のように牛1頭と引き換えに土地を貸している者もいる。ただし、商売を兼業にやっているような者で、肥沃な土地を村土地評議会の規定額よりさらに高く貸しているような場合も見受けられる。この場合は、生産性を加味した価格設定がなされているといえよう。

そして、土地は他の物と同一には捉えられておらず、先祖代々住み続けた居住の地であり、耕作、生活の営みの基盤であり簡単に人に貸したり、ましてや土地を商品のように売るなどということとはとんでもないことと捉えられているようである。

なお、一般の人にほとんど知られていないが、土地省は土地の法定市場価格と賃貸価格というものを定めている。以下が土地省の定める市場価格と賃貸価格であるが、村でもほとんど参照されている様子はない。また、賃貸価格は実態とかけはなれたものであり、改訂が必要と思われるものである。

表 6 - 1 ムベヤの土地の法定市場価格と賃貸価格

市場価格	70,000-80,000 Tsh./0.5Hectare (1.25acre)
賃貸価格	200/1acre

出所：市場価格は“Ministry of Lands (1999), Appendix 6 Land Value in Land Areas”, Valuation and Land Value in Tanzania. 賃貸価格は、Ministry of Lands, Circular によると 600/1acre であるが、土地省 Assistant for Permanent Secretary によると 2003 年に改定されさらに安い 200/1acre になったとのことである。

（５）市場の原理で理解の難しい部分を総合した考察

賃貸借の活発な村においても、何年も続けて同じ人に対して土地の賃貸を行うことはよくないと思われており、毎年、貸し手および貸す土地の場所を変えられることは不文律となっていた。またもともと、村人各自が有している土地自体が点在した地片である。農業生産性を考えれば、同じ土地を同じ借り手が長く使用することが自然であろう。このような一見非効率な決まりが守られている背景には、貧富の偏りをなるべくなくし村内における農業生産の均衡をはかる目的があると予想する。市場原理からは非効率と思われる土地の賃貸借の決まりであるが、村人間においてはこれも相互扶助の一環と捉えられるような貧富の差をなくす方法ではなかろうか。

以上のことをまとめると次のように言えるだろう。人の認識の有無にかかわらず、村の土地賃貸の価格設定においては市場の合理的取引と思われる作用が働いている一方で、インフォーマルな金融機関を利用した場合のような、譲渡担保とみなせるような状態もある¹³⁷。ただし、このような賃貸借も含めて、村における個人間の土地賃貸借は、相互扶助の一環であると捉えられている。村での土地賃貸借の実態は、村人の相互扶助と市場取引の原則とがモザイクのように組み合わせられている状態とでも表されよう。

6-2 「村土地法」の普及と土地省のプログラムの実態

6-2-1 「村土地法」の普及と土地に関する決まりの拠り所

法律及び規則の配布もなされていなかったが、どちらの村においても土地省からの説明などにより「村土地法」の存在と、その普及の重要性は理解されていた。村土地法の詳細、手続きについては、どちらの村においても理解されていない。

村土地に関わる規制については、どちらの村も村条例にその規定があると述べたが、マンタンジ村は村条例を手元に持たなかった。条例を保有していたムシンド村においては、実際に条例を見てみると放牧規制や、焼畑規制などの詳細には触れられていなかった。彼らが「村条例にある」と主張する内容は、村内で一般に合意が得られ、暗黙の了解により認められているような事項であり、法律自体に記述がある、無いということには関係なく「村内に規律として生きている」ものとして捉えられよう。また村条例は、実際にはほとんど参照されることがないようであり、ムシンド村では村長が自宅に持ち帰っていた。土地に関する事項も含めて村内の決まりごとと思われることはすべて村条例に盛り込まれていると思われるようであるが、実際にはそうではない事項のほうが多い。大事なのは、みなが常識的にそうした決まりを遵守し、尊重している姿勢であり、村条例内の記述の有無は問題とされてないようであった。

¹³⁷ マンタンジ村で牛1頭を借りたことと引き換えに、4年間土地を貸し続けている事例については、インフォーマルな金融機関からの借り入れの代りに土地を担保として取り上げられている状態といえる。ただし、客観的にはそのようにみなすことができても、村人の認識下においては相互扶助の一環として扱われている。

6-2-2 土地省のプログラムの実態

土地省国家土地利用計画委員会 (National Land Use and Planning Commission) は、個人の権利証書発行と登記を目指し「村土地法」の普及のプログラムを 2002 年以降細々と実施してきている。それは、別添のフィールド調査概要 1 に示されるとおり、村人が模造紙と鉛筆で村の地図を作成することから始まるものである。ドナーが何らかの開発プロジェクトを行う際に地図が作成された村を除いて、タンザニアのほとんどの村が現在使用できる村の地図を有していない。地図が無い状態で、村土地法普及、土地利用計画作成、権利証書の発行や登記などの手続きなどを進めることは不可能である。結局、村土地法関連のプログラムを実施する際には、地図を作ることから始めざるを得ないのが実態である。村人による手書きの模造紙の地図を基に GPS 測量により地図が作成されるのを待たなければ、個人の権利証書確定の作業に入ることはできないのである。この方法による地図作りは時間と手間がかかり、航空写真のような精度は期待できないものであるが、模造紙、筆記具と GPS が 1 台あれば可能であり、人件費も最小限に抑えられる安価な方法といえる¹³⁸。また、別添のフィールド調査概要 1 に示すように、実際の村の境界線や個人の土地の境界線は外部の人間には非常にわかりにくいので、土地省のように村人に参加させ現地を確認しながら地図を作っていく方が、実態に即した地図を作ることができると思われる。また、実際、高価な機械の導入が必要な方法では、持続可能性の点でも問題があると思われる。従って、遠回りに見えても、現在、土地省が実施している参加型の地図作りが、タンザニアの現状に則しており、機材のメンテナンス等を含めて持続可能な方法といえるだろう。

ただし、財政難のために 1 年に数カ村しかこのような地図作りを実施できないという点は大きな問題である。地図を備えた後の「村土地法」普及にも時間がかかることが予想されるため、1 万以上あるといわれる村の地図はなるべく早く完備される必要がある。こうした点から、地図作りは最も早急に行われるべき事項といえよう。

¹³⁸ これは村での作業に必要なものである。実際に村地図として完成させるためには、当然 GPS で測定したデータを処理するためのソフトが入ったコンピューターが必要とされる。なお、土地利用計画委員会は現在、データ処理のソフトを備えたコンピューターは 1 台しか保有していないことを付け加えておく。

7. 「村土地法」・「土地法」施行及び土地所有権の実態調査からの提言

以上の文献調査及び現地調査を踏まえて、以下のことを提言として述べたい。まず、7-1にて土地法に関する対タンザニア支援として必要とされていることを示したい。次に 7-1の中から、日本の具体的支援の可能性を考慮して抽出される支援を 7-2 に挙げる。

7-1 対タンザニア支援として必要とされること

7-1-1 PRSP 実施の一環における支援の検討

PRSPのPAF (Performance Assessment Framework) 2003 において、「村土地法」及び「土地法」の実施が項目の一つとして挙げられ、その重要性が指摘されてきたものの、これまでドナー間において本腰を入れて取り組まれることはなかったといえよう。しかし、5-2に述べたように世銀をはじめとするドナーの意識も大きく変わってきている。特に、2004年6月から開始されるPAF 2004の一環として、「村土地法」及び「土地法」の実施促進のための世銀とEUとのパートナーシップによるプログラムが確定されている点は、注目しておく必要がある。具体的には、EUのファイナンスにより世銀が技術支援を行い、「村土地法」及び「土地法」実施の計画策定、TOR作りを行うということである。

なお、現在までのPRSP支援の一環でのわが国の対タンザニア支援としては、農業ドナー会議の主導的立場をとった、農業セクター開発計画 (Agricultural Sector Development Plan:ASDP) 策定及びその実施支援の経験が挙げられる。今後も、世銀が「土地法」及び「村土地法」普及のための計画の大枠を策定した後に、農業関連分野として村における「村土地法」普及の計画策定及び具体的な実施方法の提案が必要とされているといえよう。このようなPRSP実施の一環として、農業関連分野の重点項目としての「村土地法」及び「土地法」普及に関わる提案が必要であろう。

7-1-2 「村土地法」及び「土地法」普及プログラム支援

現在、タンザニア政府は財源不足を理由として、長期的な「村土地法」及び「土地法」の実実施計画の見通しが全く持てない状況にある。長期的な計画は、実質的にほとんど無いと言わざるを得ない。特に、様々な土地管理の権限が託され村行政を村土地の管理主体とする「村土地法」に関しては、現状を見据えた長期的な計画策定が急務といえる。特に、村での個人の使用权確定のために必要な権利証書発行及び登記手続きのために必需品である村の地図作りのための計画および村行政における法的手続き普及のための計画は技術的な支援の可能性とともに早急に策定されるべきであろう。なお、これらの支援は前節の7-1-1及び次節の7-1-3と関連するものである。

7-1-3 地図作りの支援

現在、タンザニアに1万以上あるといわれている村において、地図を完備している村は

ほとんどない¹³⁹。ムシンド村の事例で述べたように、土地省が「村土地法」普及と称して行うプログラムは、まずその村の手書きの白地図作りから始まる。手書きの白地図をもとに GPS 測量を重ね、測量データをコンピューターで処理¹⁴⁰し、数ヵ月¹⁴¹かけて地図を作るのである。地図を製作できても土地省の財源不足により、村によっては地図作りの次の段階のプロジェクト（権利の確定）を行えるのがいつになるのか分からないことも多い。せっかく作った地図も数年後に訪れた際には、状況が変わり改訂せざるを得ない場合もあるという。全国に1万以上ある村に多くとも1年に1回訪れるペースで地図を作っていたのでは、村全部の地図を作成するだけでも何年もかかってしまうことは明白である。

他村との境界線確認、村内の個人の土地の境界線確認、村での個人の権利の確定作業、登記および紛争処理など、土地に関わる行政手続き、法的手続きのいずれにおいても地図は基本的なものとして必要である。また、地図がない限り、村人は個人的に測量士を雇い莫大なお金¹⁴²を投じなければ権利証書を得ることができない状況が続き、多額の資金が必要とされる権利証書獲得および登記の一般的な普及は難しいと言わざるを得ない。

これらの状況から、村の地図作りは、村土地法の実施及び普及において最も基本的であり、かつ急務とされる事項といえるであろう。

7-1-4 村評議会の行政機関としての強化—地方分権化支援—

司法的判断委員会を中心とする測量と登記の管理、村土地委員会の調停による紛争処理、譲渡及び賃貸借など多くの土地管理の手続きに関する権限が村評議会に付与されることになっている。これまで村が村条例、暗黙の決まり及び慣習に基づいて行ってきたことが法文化されたことも多いが、法的拘束力を伴う機関を有して来た経験はない。一般的な「村土地法」普及もさることながら、個別の手続きに関する村評議会議員の法的訓練が求められる。さらに、根本的なこととして、全村評議会議員にも給与を与え、村行政に対する予算配分がなされるべきである。どれだけキャパシティビルディングを行っても、村役人としての給与ももらえず¹⁴³、村としての財源がない状態では村行政の持続可能性について疑問を呈さざるを得ないといえよう。なお現在、村に定期的な財源がないので、村評議会が何かプログラムを行う際ごとに村人に集金を募るか、独自の基金を設けて活動を行うことが通常である。日本を含む多くのドナーが地方分権化を訴えてはいるが、キャパシティビルディングだけでなく、行政の財源確保について考えていかなければならない。

¹³⁹ 必要とされている村の地図とは、5千分の1程度のものといわれている。このような詳細な地図は、例えばドナーが何らかのプロジェクトを実施することを目的として作ったことがある場合などに村に完備されていることもある。ただし、常に村単位で地図が作成されているとも限らず村内の局地的な地図だけの場合も多いとのことである。

¹⁴⁰ なお前述のように、GPS及びGPSで得たデータを処理するソフトの入っているコンピューターは、土地省土地使用計画委員会に1台しかない(2004年3月現在)。

¹⁴¹ GPS測量後、地図は1ヵ月ほどで出来上がると言われていたが、実際の作業に2-3ヵ月以上要すると思われる。

¹⁴² マンタンジの例では、2エーカーほどの土地に測量士を3人雇い50,000Tsh.払ったという。権利証書を得るためには測量代のほか、所定の手続き費用、Premium、印紙代金などが必要である。

¹⁴³ 正確には村評議会議員のうち村事務長だけが定期給与を支払われていることになっている。しかしインタビューにおいては支払いを受けていないという答えばかりであり、実際には支払いが滞っているか、仕事量に見合わないほどの小額と思われる。

また、県が村の管理を任されているが、県職員が担当下の村を訪れることなど実際には1年に1回もあればいいほうである。従って、村の現状など県にはほとんど把握されておらず、村の事情は村にしかわからないのが現状である。かかる現状から、実際の村での登記、権利証書発行などに深く関与し村での土地行政を司る村行政のキャパシティビルディングこそ求められているといえよう。

7-1-5 法整備支援

(1) 日本及びアジアの経験の学習

法整備支援については、世銀のプログラムを見ても同じアフリカ諸国内の経験をシェアする試みが主である。しかし例えば、日本では早い時期に国が強制的に地主から収用した土地を小作に分配したこと、土地台帳を完備させていたことなどの歴史的経緯を経て現在の資本主義的市場を中心とする土地の扱いに至ったという事実がみられる。こうした事実は、タンザニアの法曹関係者に対する「早急な市場化へ向かうだけでなく、段階的に市場経済化へ近づく方法が多様にある」ことを示す例になると思われる。なお、アフリカ諸国に対して実施した経験はまだないが、日本は積極的に東欧諸国やアジアの移行経済期にある国に対する法整備支援を実施している。アフリカに対する法整備についても、これらの経験を生かした支援を今後検討することが可能ではないか。

現在、土地の市場取引への要請と、慣習法による村人の土地の対処及び土地管理の現状との間には大きなギャップがある。タンザニア政府自身が段階的に移行する過程を現実的に考えており、今後の実施計画を作成するために、日本を含むアフリカ以外の国の経験から学ぶことは大きいであろう。

(2) 村土地法関連の法律の整備支援

村土地法内に相続に関する詳細規定を設けるか、タンザニア本国人に対してはほとんど関係がないとまでいえる「インド相続法」の改訂を行い、タンザニア本国人をターゲットとした法律が制定されるべきであろう。相続規定については「インド相続法」が用いられていることになっている。しかしその規定内容を見ると、タンザニア本国人に対してはその地の慣習と宗教に従うことが原則となるので、女性に不利な相続慣行が存続し続ける可能性が高いと言わざるを得ない。

日本には戦後フランス、ドイツなどの移植法を土台とし、自国の文化を織り込んで社会に根付く独自の家族法を含めた民法典を編纂してきた経験がある。こうした経験を生かし、移植法から独自の法を生み出す過程を支援する可能性が示唆できると思われる。具体的には、前述(1)で示した移行経済期にある諸国に対するプログラムをアフリカに適用することが考えられよう。

7-2 日本が実施可能な支援

以上が、タンザニアの「村土地法」及び「土地法」の施行において必要とされる支援である。この中から、日本のこれまでの経験を踏まえて、実施の可能性が高いと思われるものを以下に挙げる。

7-2-1 PRSP 実施の一環における支援

世銀が策定する大枠の「土地法」及び「村土地法」普及のための計画の流れに沿う形で、ASDP 実施の一項目として日本が得意とする農業関連分野をベースとした貢献¹⁴⁴が可能であろう。具体的には、ASDP 実施の中に県及び村レベルでの「村土地法」普及の詳細な計画策定を盛り込むことから始まると考えられる、そして、その計画策定を支援するために土地省、土地利用計画委員会(Land Use Planning Commission)に対して専門家派遣を行うこと、その計画に沿った県の土地行政関係者及び村レベルでの村評議会議員をはじめとする村人に対する「村土地法」普及のための訓練実施の技術支援、などが効果的な支援として挙げられよう。

なお、「村土地法」の内容の普及以前に、全村に配布が行き渡っていない「村土地法」(英語及びスワヒリ語)の増刷及び村に対する配布も検討されなければならない。世銀が2004年6月以降のプログラムに増刷及び配布も入れている場合は検討する必要は無いが、そうでない場合は、地図と並ぶ基本的なこととして早急に着手されるべき事柄である。

ASDP の地方開発セクター支援において、「村土地法」の実施主体である村と、村の監督をすることになる県の村土地法実施のキャパシティビルディング支援とも位置づけられよう。これは、後述の7-2-2及び7-2-3と関連する。

7-2-2 「村土地法」普及プログラム支援

上記のような、PRSP、ASDP 中での項目として、実際の「村土地法」普及プログラムを策定することが必要である。地図作り、村のキャパシティビルディング、「村土地法」の内容及び手続きに関わる訓練をどのくらいの期間を想定して行っていくのかを考えなければならない。

なお、前節7-2-1に挙げたような土地省又は土地利用計画委員会に派遣された専門家の指導のもと、「村土地法」普及用に土地省が作成した絵を多用したガイドラインに基づく紙芝居などを教材にし、協力隊員¹⁴⁵に普及活動を実施してもらうというのも一案である。

¹⁴⁴ 2004年2月27日地方開発セクター支援の開発調査団員で、特にASDP支援に携わってきた財団法人国際開発センター(International Development Center of Japan: IDCJ)の佐々木氏のコメントによると、世銀やEUの具体的な動きを踏まえて日本が得意とする農業や灌漑を行ってきた現場を土台として、地域に密着した支援を行う用意はあるとのことである。

¹⁴⁵ 村落普及員として派遣されている隊員の活動の一つに取り入れてもらうということも、実現可能な案と思われる。

7-2-3 地図作りの支援

これまで、日本はケニアにおける測量支援などの経験を有しており、そのような経験に基づきタンザニアの村の地図作りを支援することができると思う。

しかし、各地の土地に関する紛争の情報収集、現地に派遣されている専門家の意見を統合した結果、地図作りが土地紛争を激化させる可能性もあろう¹⁴⁶。そのような場合には、今回の現地調査で見られたような、土地省が実施している住民参加による地図作りを支援するというのも一案である。

¹⁴⁶ 例えば2004年2月7日ガーディアン紙によれば、モロゴロ州、キロサ県、Mandera Village、Mbwade Village における牧畜民と農耕民の間の土地争いでは、31人の死傷者が出たという。このような地域で測量調査などを行うことは、危険だという判断が下されることもあるだろう。

終 論

村土地は、これまで想像で言われてきたような牧歌的な共同体的利用はなされていない。見た目にはなんの違っても目印もなくとも、村土地、個人の土地の区別は明瞭であり、地図、権利証書、登記簿はなくとも、人々の記憶と口承伝達で驚くほど認識され、互いの土地の境界には敏感である。それが「村土地法」ではすべて村管理下にあり、究極的には国の信託財産であると規定されていようとも、彼らの個人としての使用、収益及び処分の権利は村人が必要とする範囲で確立されているといえよう。ただ、その土地の使用は通常は当然に農業又は住居が基本であり、それ以外の使用の場合には当然に村評議会に相談されるということである。処分も制限されるが相続に限ってはごく日常のことであるということがわかった。しかし、基本的に村人にとって土地は先祖代々受け継いできた生活と生業の場であり、土地を貸し借りまたは売り買いするのはよくないこと、外国人への譲渡については、禁止するまでもなくみなが良心的に「村のものを勝手に渡してはならない」と一般的に思っているようである。

ただし、外国人投資家が魅力的に思うのは一続きの大きな面積の土地であり、村では別添Iの事例で見ると1人当たり1~2エーカー程度を村内に点在する形で有しているのが実情である。従って、大規模な面積の土地を有していない村人にとっては当面は関係のないことかもしれない。

また、シブジ・レポートで述べられていたような伝統的な村の長老会議は一律には存在せず、各村で土地紛争処理に携わる慣習的なやり方は異なっていた。首長のなごりのある村もあるし、伝統的な長老会議が存在する村もあるようである。これらのインフォーマルな機関をフォーマル化して活用できるようにする点では、「村土地法」は実体に則している。

さらに、彼らの土地賃借、譲渡は資本主義経済の考える市場理論だけで動いていないといえよう。彼らが土地を融通しあうのは「相互扶助」の一環なのである。無論、地代として現金を徴収するのであるが、それは土地の対価に見合わない場合も多く、牛という場合もあり得るのだ。また、土地利用はコミュニティのためでなければならないという、強固な考えは現地調査を行った両村ともに共通であった。経済効率よりも道徳的な観念が優先されるのは、時代遅れのように見えても、村共同体を困難に陥るのを防いでいるのかもしれない。大きな相互扶助の一環で動いている彼らの村における土地の扱いに、市場理論を無理やりに導入するのは性急であろう。マンタンジ村事務長が述べたように、村の不文律の規則としてコミュニティが困ることになるような土地譲渡・利用はなされるべきでないのである。

現在の「村土地法」は、投機目的の土地譲渡を活発化させない法律であるが、登記作りや権利証書発効が数年内に徹底化されないかぎり、過渡期の法律としてはこれでいいのではないか。完全な市場経済への移行の準備が整う時まで、人々がセイフティ・ネットを喪失することを防ぐことになり、それが結局貧困増大を防ぐことになると考えるからである。

土地方針の策定に関わる世銀のエコノミストが述べたように、今はまだ判断できないが、今後持続性などを見ていけば現在のアフリカの土地法が本当の市場化への過渡期であるか否かはわかるであろう¹⁴⁷。ただし、世界システムへの動向に合わせる道を選んでいるタンザニアは、今後さらに完全な土地の市場化への道を目指すことが予想される。

最後に、最も重要である点は、相互扶助の理念のもとに動いている彼らの村での営みを強制的に急激な市場経済化に巻き込むことだけはしてはならない、ということである。彼らの伝統的なやり方を壊すような早急な市場化は決してなされるべきではなく、そうでなければ土地無しの貧困者の増加のような貧困問題が深刻化する可能性が大きいことを常に心にとめておくべきである。村共同体の規範、インフォーマルなものをも含む不文律の制度を尊重しながら、それらを長期的な市場経済化の路線にあわせていく方法を模索していく現実的な方策こそ、今求められているのである。

¹⁴⁷ Mr. Klaus Deininger, World Bank Washington (2004年2月25日「アフリカにおける成長と貧困削減のための土地方針」ワークショップより)に対する質問及びDr. Chengula, Rural Development 担当、World Bank Tanzania (2004年2月27日)へのインタビューによる。

謝 辞

現地調査地の選定にあたり様々な形で尽力して下さったムベヤ市の村落普及に取り組む青年海外協力隊員の加藤光之さん、笹川財団の専門家相川次郎さんには心から御礼を申し上げたい。足場の悪い山道で私を背負って歩くなど孫のように世話をしてくれたムシンド村のビリカ村長、圧倒的な人望のもとに村人に協力を呼びかけ連日調査の協力してくれたマンタンジ村のムックガ村事務長には、言葉に表しがたいほどの感謝の念を覚える。また、土地省のPSアシスタントのムタカミルア氏、出張に同行する機会をアレンジしてくれた国家土地利用計画委員会のマンゴ氏、カレンジ氏、そして惜しまず情報提供に協力して下さった多くの方々に深い感謝の意を表し、しめくくりとしたい。

別添 Ⅰ. フィールド調査概要

※以下、地代などは断りがなければ1年間、1エーカーあたりの価格である。

村での聞き取りは、すべてスワヒリ語で行った。但し1-1 ムシンド村では、難解な部分について土地省の同行者に英語での通訳を依頼した。

フィールド調査概要 1. ルブマ州ナムトゥンボ（ソングエア ルーラル） 県ハンガ郡ムシンド村

—政府の実施するプログラム及び「村土地」、「共同体の村土地」並びに「個人の土地」の村における認識調査—

(Msindo Village, Hanga Ward, Namtumbo (Songea Rural) District, Ruvuma Region)

1-1 調査概要

1-1-1 調査概要 1

調査日程 2003年12月15日～23日

同行者

Mr. Kalenzi, 国家土地利用計画委員会、土地省

Mr. Uchinbi, 国家土地利用計画委員会、土地省

Mr. Makwenda, District Land Office, Songea District

Ms. Ngadinda, Community Development Office, Songea District Council

Mr. Flushi Job Mlishi, Songea District Council

以下のノートは、ムシンド村でのムシンド村評議会村長(Mr. Mohamed K. Birika 推定50歳、イスラム教徒)、村評議会委員、村土地開発委員会会員に対する聞き取りに基づく。

1-1-2 調査概要 2

この調査は、「1999年村土地」規定にある、「村土地」(village land)、「共同体の村土地」(communal village land)及び「個人の土地」(personal occupying land等の表記)とはどのような土地かということについて理解することを目的とする。そして、具体的には村人の認識による土地利用、「共同体の村土地」に関する使用規定、配分可能な土地についての状況把握の聞き取りを行った。以下に、背景としての村の概要、高度別の土地利用、配分可能な土地、貧困と土地の関係、村評議会の認識する土地紛争、まとめの順番で、分かったことを記す。

1-1-3 背景—ムシンド村の概要と土地省パイロットプロジェクトについて

・村の位置と交通 ソングエアの町より四輪駆動の車で1時間

(朝夕1回ずつ1日1往復の乗り合いバスあり)

・タンザニア最南の州(南はモザンビーク、西はマラウイに接する州)

- ・山 4 ヲ所、水場 5 ヲ所、広大な湿地帯 2 ヲ所、放牧地 4 ヲ所
- ・統計など（村独自の年 1 回のセンサスに基づく：2003 年 11 月統計）
全人口 2115 人、男性 985 人、女性 1130 人
労働人口 855 人、男性 460 人、女性 395 人
- ・キリスト教徒 75%、イスラム教徒 25%（混住しており争いは無い）
- ・井戸 13 ヲ所（飲用可能 8 ヲ所）＋個人所有の井戸 1 ヲ所
- ・小学校 1（＋建設中 1）
- ・大工仕事の学校 (shule ya fundhi) 1（教会の運営）
- ・ディスペンサリー 1
- ・保育園 2
- ・郡裁判所 1
- ・maduka（雑貨類とソーダ又はソーダのみを置くキオスク）5 ヲ所
- ・mama lishe（注文に応じて村の婦人が食事を提供する臨時の食堂）3 ヲ所
- ・レンガ焼き窯 1（村のもの）
- ・市場無し（昔一箇所あったが閉鎖し、現在移転先での建築途中）
- ・電気無し、水道無し（ソーラーシステムを導入する家 3）
- ・電話 2（個人所有）
- ・就業 100% 農業（村外への流通はなく村内での個人的な取引のみ。自家用消費の農業のみ）過去には焼畑をしていたらしいが、現在は村の規則で（村条例 (sheria ndogo ndogo) に規定があると言われたが規定は無い）禁止している。家畜（鶏、牛、ヤギ、豚）も併せた家が多いが酪農専業の農家は無い。養魚をしている家が 1 軒ある。
- ・村評議会メンバーのうち女性は 2 人
- ・土地開発委員会 kamati ya matumizi bora ardhi あり全 8 人（うち女性 3 人）

1-1-4 村内の概要

村の中心部に、村の集会場所として使用される植林地があり（今回の調査の際の説明などにも常にこの場所が使用された）、その周りを村の仮オフィス（村オフィスは現在建設中とのこと）、ディスペンサリー、店、mama lishe が取り囲む。次に行政の施設（建設中の村オフィス、Kitongoji オフィス、裁判所）少し離れて、Bazara la wazee（長老会議：16 人）オフィス、CCM (Chama Cha Mapinduzi：革命党：タンザニア政権与党) オフィスが見られた。村の居住区から最も遠い場所には山、森林がある。

1-1-5 土地省のパイロットプロジェクト（村の境界線確定と村の地図作り）

2002年10月に、村土地法の村人への教育、よい土地利用計画の作り方教育がステップ1、2として行われており、今回の調査は第三段階（ステップ3）にあたる。村の土地利用及び土地所有の把握のために用いる村の地図作りが今回の調査の主な目的であった。具体的に

は、村人に地図を作らせ、それに基づき GPS を使ったデータ収集と土壌サンプル収集¹⁴⁸が行われた。

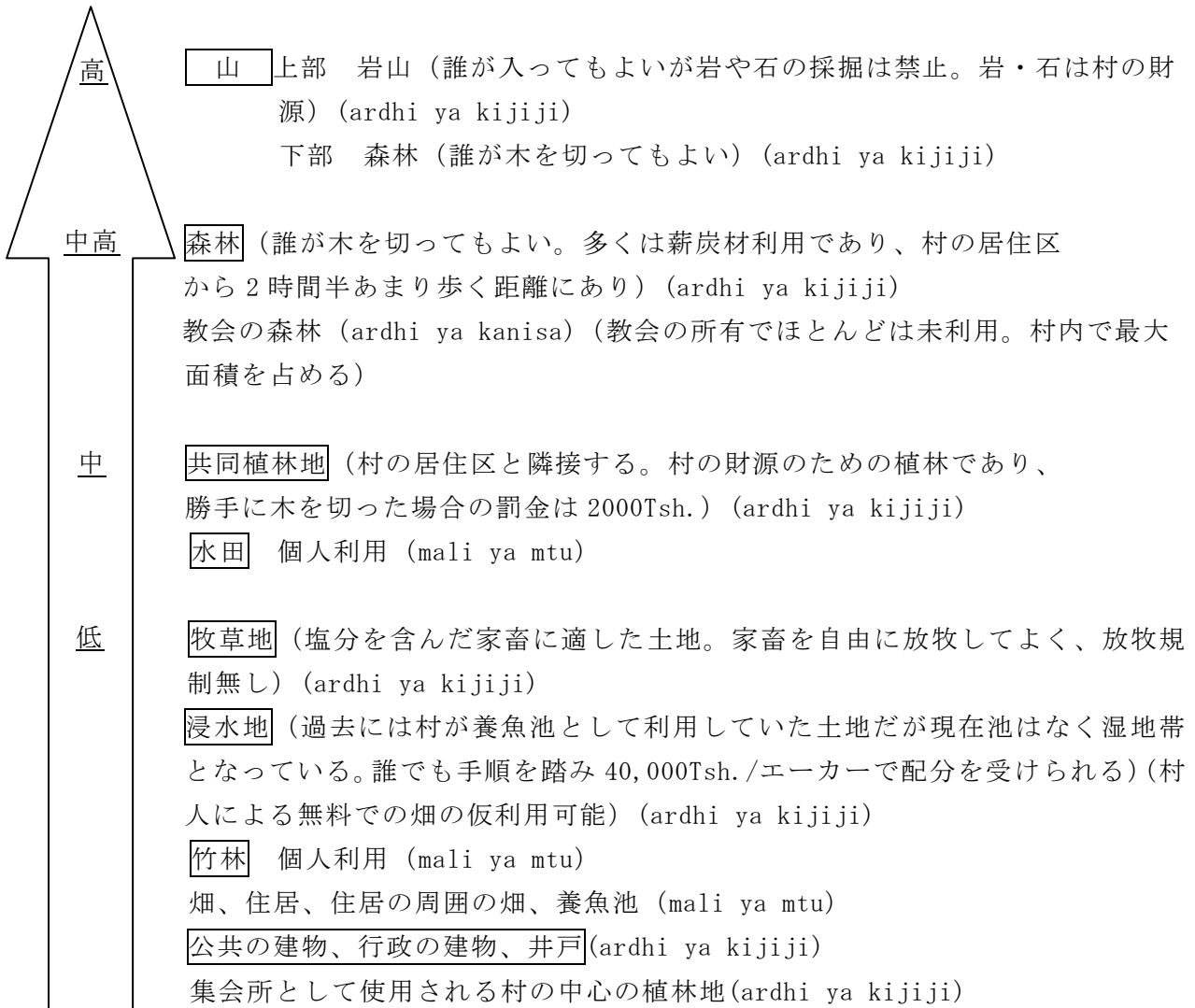
地図作りに際しては、土地省が「参加型」と呼ぶ村の土地開発委員会を中心とした手法が用いられた。それは土地省の用意した白い紙（模造紙大）を村全体にみたてて村人が作りあげるものであり、次のようなやり方である。まず村を東西南北に四分割し、それぞれの地域を代表する者 4 名を選ぶ。そして、彼らが中心となり、参加者（14 名（土地開発委員会 8 名、村評議会メンバー 5 名＋村長））全員に同意を求めながら道、公共サービスの施設と認識されるもの（学校、ディスペンリー、村オフィス、裁判所、店、井戸、教会、モスク、製粉機、墓、隣村との境界を示す TP）を書き込んでいく。この作業は第 1 日目の後半部に行われ、その後全行程を通じ、なるべく多くの土地開発委員会メンバーを車に乗せて、地図上に記された場所を訪れては GPS 測定を重ねるということを繰り返した。

このような作業の過程で明らかになった村内の土地についての高低差による区分、その利用について図で示す。現在、「村土地法」規定の権利証書を有しているものは誰もいない。従って以下の土地利用、使用に関する詳細はすべて村行政及び村人の認識に基づくものである。

¹⁴⁸ 土地利用計画委員会の Mr.Kalenzi によると土壌サンプルを収集し、より収穫が高い農作物の提案などを行うとのことである。この作業は地図作りと共に行われることが多いようであり、村の普通の地図とは別に、耕作地図を作成する目的もあるようである（これらの作業に基づき 2004 年 1 月中旬には地図と調査報告書が完成する予定であったが、3 月上旬時点でまだ完成されていなかった）。

1-2 村の土地利用

— 共同体の村土地 (Communal Village Land) = 村土地 Ardhi ya kijiji と Ardhi ya kijiji の上の個人所有の土地 (Mali ya mtu 又は mali yangu) —



1-2-1 土地の高低と区分

変化に富む地形であり、山、森林、川、浸水地、草原など大変豊かな自然に恵まれている村である。岩石、森林など自然の産物で市場性に富むものも多く、これらはすべて村の管理下にあり個人の採掘・伐採による売買は禁止されている。高さによる土地区分とその利用は以下のとおりであった。

(1) 村の土地 (Ardhi ya kijiji) か個人の土地 (Mali ya mtu 又は mali yangu) か

村人のほとんどが個人 (家族を単位としている) として、住居、住居周りの畑、住居から離れた畑を有しているようであった。村全体の土地はすべて村のもの (ardhi ya kijiji) であるという前提のもと、「村土地」 (ardhi ya kijiji : 村の管理、使用权) か「個人の土地」 (mali ya mtu : 直訳は“人の財産” = 個人の使用权が管轄する部分) かに、明確に分

けられかつ認識されているようである。

「ここは誰のものか」「これは誰の土地か」という問いに対して、常に「村土地」(ardhi ya kijiji)又は「人の財産」(mali ya mtu)若しくは「私の財産」(mali yangu)という答えが返ってきた。人々は根本的に村内の土地はすべて村土地 (ardhi ya kijiji) だと認識しているようである。これは、「ここは誰の土地か」という問いに対して、村長がいる手前か「もちろん村内の村はどこも『村土地』(ardhi ya kijiji) だが」と前置きを入れた上で、個人の財産 (Mali ya mtu 又は mali yangu) と答える場合もあったことからの推測である。村内すべての土地は村土地 (ardhi ya kijiji) であるという基本の上で、自分に割り当てられている土地(住居、住居周りの畑、住居から離れた畑)について「私の財産」(mali yangu) と認識している。

過去には村の測量記録があったということであるが、現在は消失しており、また地図、権利証書も皆無である。しかし、村人は互いの土地の場所、境界、面積など驚くほどよく記憶しあっている。「この畑は誰のもの？」という問いかけに対し、村評議会のメンバーはすぐさま「だれそれ」が「何年」に「畑を作り」「全部で〇エーカーある」と答える。mali yangu 又は mali ya mtu の土地として割り当て済みの部分については、村評議会を通じて他者への配分がなされることは許されないとのことである。このことから、村土地 (ardhi ya kijiji) の上での個人の財産 (Mali ya mtu 又は mali yangu) だからといって、個人の財産が村からの突然の没収や再配分に怯えなければならない「村が優先され個人としての権利が脆弱」な状態ではないことが分かる。言い換えると、村土地上の個人の財産部分の土地に対しては、使用及び収益の権利の絶対性が認められていることになる。村内の土地について村が所有権を持っているとすると、村土地上の個人の財産部分の土地に対しては使用権のみが認められているようなものである。しかし、その使用権は、無期限であり、自由に使用・収益が可能であること、他者から「誰々のもの」と属している個人に権利が帰属していることが当然に認められている点では、所有権とほとんど変わらないほどの効力を有しているといえるのではないだろうか。

2) 村土地と同等と見なされている「共同体の村土地」(communal village land)

a. 放牧地

「村土地法」第13条規定の「共同体の村土地」(communal village land) という範疇は、村評議会メンバー及び村人の認識下に無いようであった。「共同体の村土地」にあたる、山、森林、植林地、放牧地、未利用の浸水地、水源(川、井戸)はすべて、村土地 (ardhi ya kijiji) と呼ばれている。「村土地法」第13条には「共同体の村土地」(communal village land) が規定されているが、村土地と「共同体の村土地」の区別が従来からあるようには見受けられなかった。

村人が村土地 (ardhi ya kijiji) と呼ぶ土地の中で、「村土地法」規定における「共同体の村土地」に含まれると思われる土地の一つが、村人全員が使用できる放牧地であった。放牧地は一見するとただの草地のようだが、村長によると放牧地の土壌は塩分が豊富な土地であり、牛に食べさせる最適な草が育つ場所ということである。放牧

による土地の荒廃を阻止するために、何らかの放牧規制があると想定していたのだが、ムシンド村にはそのような放牧規制は一切ないという。村人及び村長によると「放牧のための土地は、牛を持つ誰もが自由にどれだけでも使っている」土地だということである。同行したソンゲア県庁職員によると「放牧については、各村が持つ『村条例』(Sheria Ndogo Ndogo : By-laws) に規制があるはずである」という答えだった。そこで、「ムシンド村条例」(Shereia Ndogo Ndogo : By-laws Planning for implementation for development work for Msindo Village) を参照したが、放牧規制についての規定は設けられていなかった¹⁴⁹。

ムシンド村にはこのような村人全員が使える放牧地が4ヵ所あり、そのいずれもが15エーカー以上の広大な広さである。ムシンド村には豊富に放牧地があり、今のところ持続性が危ぶまれるほどの利用頻度ではなく、将来の放牧地としての持続性を心配する必要がないと考えられているために、規制が設けられていないのではないかと考える。

b. 森林

森林は村人全員が薪炭材の入手のために使用できる土地であり、「村土地法」規定における「共同体の村土地」に含まれると思われる土地の一つといえよう。森林は、居住区から平均すると2時間半位かかる距離に広がっており、村の誰もが薪炭材を得るために無料で伐採してもよい場所である。村人が毎日伐採しに行っていることになるが、見たところ非常に豊かである。人口に比して豊かな森林に恵まれていることから、規制が無いと考えられる。

c. 村の植林地

居住区に隣接する平地に村の開発事業の一貫として等間隔に植林された土地も、村土地(ardhi ya kijiji)と呼ばれている。植林の目的は、建設資材として売却し村の収益とすることにある。前述の森林と異なる点は、植林地の木は村人の勝手な伐採は許されないということである。個人が勝手に伐採した場合には、2,000Tsh.¹⁵⁰の罰金を村に納めなければならない。なお、これまで違法な伐採をして処罰されたのは1人だけであり、その見せしめ効果から誰も盗伐をするものはいないとのことである。

¹⁴⁹ なお、この村条例(ムシンド村は「ムシンド村の開発労働のための1990年の実施計画条例」という条例名がつけられている)条例に設けられていないこと、個別の事例の対処などは村評議会を通じて全村会議が開かれて決定される。「村条例」は「2000年改正地方政府法」(Local Government Laws revised 2000) § 163~167)に沿って定めることができる。なお、ムシンド村条例は改正前の「1982年正地方政府法」に則って制定されている。条例は、用語の定義、全村会議の規定、全村会議に関する規定、地域開発のための労働及び寄付金規定等及びそれらに違反した場合の罰則規定など全13条(A4サイズ4ページ)で構成される。

¹⁵⁰ 「村条例」第9条(2)項の処罰規定による。2,000Tsh.はこのような村に住む村人にとって決して安くはない価格である。

1-2-2 配分可能な土地—未利用の村土地(ardhi ya kijiji)—

村評議会が未利用の土地を配分することができる。村評議会が配分できる土地には未利用の村土地と山が該当するようであり、1-2-3 に記述するとおりである。1-2-4 として、村の配分を通しての村の管理能力ということについて考える。

(1) 未利用の村土地 (ardhi ya kijiji) のよい利用、悪い利用

ムシンド村には未利用の村土地 (ardhi ya kijiji) が豊富である。こうした未利用の村土地 (ardhi ya kijiji) は、村が外国人を含めて誰にでも土地を売ることができる (土地を売るということは、土地の使用権を売るということと思われる)。値段は村ごとに異なるが、ムシンド村では 40,000Tsh./エーカーと定められているとのことである。土地を売するための手続きは、村評議会を通じて行われ、村評議会で認められることが必要である。ただし、「村に対し利益をもたらす土地の利用」であることが条件である。詳細はその都度、村評議会で図るということであるが、具体例をいくつか挙げてみると、学校・病院などの村の公共のための施設及び農場・養魚池などは当然に認められ、工場、スーパーマーケット、市場、小規模商店などはさらに大歓迎だろうということである。仮に、村の未利用地全てを買い占め大規模な工場の建設が計画されても許可するのか、と質問したところ、「村に現金収入と雇用機会をもたらすので全部売ってもいい」という答えであった。反対に売ることができない土地利用計画はどのようなものか、と聞いてみたところ「村に対してよくない利用」とのことであり、例えばディスコやバーなどは許可されないとのことである。これらのものは「村に現金収入と雇用機会をもたらす」のに何故許可しないのか、との問いに対しては男女が飲酒する場所ができるとエイズが蔓延することになるからだ、と胸につけたエイズキャンペーンバッジを指差しながら答えた。なお、竹を醗酵させた酒 (bamboo beer) をプラスチックのバケツで回し飲みする村公認のバー¹⁵¹が村内に二カ所あるが、いずれも連日男性の姿が見られるのみで、男女共に公に飲酒する場は村内に無い。また、ムシンド村が外国人に土地を売却した経験もまだ無い。

(2) 未利用地の無償の仮借用

また、利用されていない部分において村人が仮の畑を作ることも可能である。村評議会に申し出をすることにより、そこが他人にすでに使用されていなければ村による利用が決定するまでの期限内で利用可能である。過去に浸水地であった土地を、村が個人に対し無償で畑としての利用を認めている部分は何カ所かあった。村による利用が決定するまでの期限といっても、村行政及びサービス機関がこれ以上増える予定は無く、場所を新たに作る市場、村オフィス、新たに作られる小学校についてもすでに土地が確保されており、これ以上必要な土地は無い。そして、現在ある未利用地はいずれも居住地からかなり離れ、他の土地より水はけが悪い、肥沃度が低い若しくは乾燥気味な土地であったため、村人が

¹⁵¹ バーと呼ばれてはいるが、コンクリートの壁と床、一続きになっている長椅子と茅葺屋根があるだけの建物である。

新たに開墾する土地としての魅力がほとんどない土地といえる。これらのことを総合すると、村による利用が決定するまでの期限という場合、ほとんど無期限の場合も多いのではないか。こうした仮の村土地利用と、個人の財産 (mali ya mtu 又は mali yangu) との違いは実質的な利用においてはほとんどなく、村人全員に「あそこの土地は村土地で、だれそれは仮に畑を作っている」と知られていることぐらいではないかと思われる。

村土地の無償による仮利用の規定は「村土地法」には無く、未利用の豊富なムシンド村の特徴といえるのではないかと思われる。

1-2-3 山

一番高地に位置する村土地 (ardhi ya kijiji) は、村内に4つある山である。山の中腹以上は岩場で木は生えていないが、中腹から裾野に欠けては森林が広がる。山の岩場に村人が立ち入って岩、石、砂利などを採掘することは禁止されており、その理由は石が村の現金収入になるからである。それに反し、山の森林部分には、村人の誰でも立ち入り木を伐採することが認められている。実際には、山よりも手前に広がる森林で薪炭材を得る事が日常的であり、山に登ってまで木を切る者がいないので制限する必要がないと考えられる。

山も村土地 (ardhi ya kijiji) の未利用地と同様に、村評議会を通じて外国人を含む個人に対する売却が可能であると、村長に信じられている。山の価格については、平地における価格 40,000Tsh./エーカーは該当せず、村評議会です新たに定める必要があるとのことである。

1-2-4 村の管理能力

村土地を配分する場合、村評議会が所定の手続きを経て、前述のような「村にとってのよい利用」か否かの判断などを経て県に相談なく決定できるという前提からは、村の土地管理・運営が尊重されていることがうかがえる。外国人の投資目的の譲渡についても、同様の手続きにより大歓迎であると村長は述べていた。しかし、投資目的に広範囲の土地を外国人に譲渡したような経験はないので、タンザニア投資センター (TIC) の規定などを知らない場合も考えられる。

長老会議は行政機関ではない、と言われながらも同村では尊重され行政に準じた位置づけのようであった。年間7~10件程度持ち込まれる村内の紛争 (migororo) のうちの5~6件にあたる土地に関する問題のほぼ全てが隣の家との境界線の問題だった。

1-3 貧困と土地—新参者又は代々村に居住しているもの—

村全体を通じて、土地を多く持っているということが、豊かさと必ずしも結びついているとはいえないことが分かる。村の人がいう「あの家は豊か」(ana era nyingi : お金をたくさん持っている) 又は「貧しい」(hana era : お金が無い) ということと、土地との関係を表す事例をいくつか以下に挙げる。

1-3-1 現在一番豊かだといわれている教会

村内で一番土地を持っていると言われていたのは、ローマンカソリックのドイツ人宣教師であった。村内の土地の配分は村評議会を通じて行われなければならないが、県を通じて1962年に50エーカーの森林の配分を受けたということである。正規のルートを通じずに獲得した土地であること、未利用の広大な森林を有していることに対するねたみからか教会のこのような土地の所有はあまり快く思われていないようであった。村人は教会の土地について「村土地 (Ardhi ya kijiji) でなく教会の土地 (ardhi ya kanisa)」だという言葉をしている。宣教師グループの居住する家は、村内で一番立派で大きな建物であり、居住区の周りを畑にしていた。

ドイツ本国とのつながり、NGO団体からの寄付があるらしい事実、大変立派な居住用の建物からも、村で一番豊かなのは教会だ、という村人の話は信憑性があるように思えた。

「教会の土地」は、「村土地」と呼ぶのと同様に確立した範疇であるように見える。独立の際に、村を通じずに広範囲の土地を囲いこんだという背景、村も不満は持ちながら異議を唱えないなどの状況から、当教会は中央政府からの「使用権証明書」(certificate of right of occupancy) を有している可能性が高いと考える。

なお、土地省・土地利用委員会の話によると、このようないわゆる「独立時のどさくさに紛れた、県又は中央政府からの『使用権証明書』の取得」というのはよく見られたことのようにであった。

この事例の場合、「使用権証明書」を持っているという事実があったとしても、当然それ故に豊かと言われていたとはいえないだろう。教会団体に対するある種の信頼があること、開墾することができる未利用地も大量に有している上でドイツ、NGOからの支援という現金収入の手段がある事実から、豊かだと認識されていると思われる。

1-3-2 ケーススタディ

GPS測量及び土地利用把握のために訪問した何軒かの家で聞き取りをした。聞き取りから得られたその家の土地の面積、利用などと周りの人々のその家に対する「豊か」か「貧しい」かに関する認識について以下のようにまとめた。

(1) 村長 Mr. M.K. Birika

村人の中で最も広い土地を有しているのは50エーカーの土地を持ち、家畜も持つ村長であった。村長は代々村の主要な地位(村長、行政区長など)を務めている家系であり、村人の態度から尊敬を集めている様子がみられた。村長が有する土地のほとんどは、居住区から30分くらい歩いたところにある畑であり、家族労働のみで耕作している。通常、広い畑を持ち、豊かだといわれる人々は人を雇い耕作させるというが、村長はそうしていない。村長には妻が3人子供は26人いるとのことで、家族労働で十分だということである。

広い土地を持ち、尊敬を集める村長ではあるが、人々の口から「村長の家は豊かだ」という言葉は聞かれなかった。村長自身の口からは、ことあるごとにお金がないから (shina

pesa, shina era) ○○が出来ない、ということが何度か聞かれた。村人は、土地を広く持つよりも、現金収入を得る多様な手段があるか否かにより「豊かさ」を判断しているようである。

(2) 村評議会メンバー Mrs. Njungu

Mrs. Njungu が有するのは三カ所の合計 24 エーカーの畑と家畜（ヤギ 10 頭、牛 18 頭、鶏 6 羽、bata8 羽）である。耕作のために人は雇わず、1 人で耕作しているとのことである。彼女は 1 年前に夫を亡くしており、子供 4 人を 1 人で育てるのは大変だという。ただし、周りの人々は警察官だった亡夫が、現金を多く残しているため彼女の生活は苦しくない、という認識を持っていた。Mrs. Njungu の身なりは、常に一番小奇麗で毎日違うカンガ（タンザニアの伝統的な布）をまとっていた。

(3) 養魚池を持つ Mr. Aniceth Ngoyani

彼は、村の中で唯一養魚池を持つ農民である。畑は段差のある土地に 1 エーカー程度しか持たず、他の村人と比べても大変狭い。もともと浸水地であった自分の土地に自分で作った約 10m×16m(17 歩×27 歩)ほどの広さの養魚池を 7 つ持ち、その中で稚魚をたくさん育てていた。稚魚は村にある川から入手可能であり、育った魚を村内で売買して現金収入を得るほか、貴重な自家消費用の蛋白源としているという。

なぜ、養魚池を作ることにしたのかという問いに対して「自分たち夫婦はもともとこの村の出身ではなく 1983 年から移り住んで」おり、「畑に適した土地は少しだけ、残りは浸水地しか配分されなかった」ので子供たちに蛋白質を与えるために養魚池を作ることを選び立ったという。

他の村人の畑を村長及び調査団とともに訪問すると、どの家もだいたい打ち解けた雰囲気の中で精一杯もてなそうとする行動が見受けられた。もてなす意思の表し方とは、親しげに話しかけ「ようこそようこそ」と調査団にも声をかける、水を差し出したり、畑で取れたものをもたせようとしたり、という方法である。ところが、この男性は他の村人とは異なり親しみを見せることはなく、調査団と話す過程でも聞かれたことだけに答えるビジネスライクなやりとりしか見られなかった。

両親ともに他村の出身であり、村の中での彼の扱いは未だに「新参者」扱いなのかもしれない。そして、同村では新参者の場合、よい条件で広い面積の土地の配分はあまり望めないのではないか、と考えた。

1-3-3 貧しいといわれる家

同村は筆者がこれまで訪れたことがある地方の村よりも自然条件に恵まれ、家畜も肥えており豊かな村である。また、村長を中心として村としての団結力が強いようで、自助努力によるレンガ焼き窯も有しており、村人は自分でレンガを焼いて家を建設するようである。これは、通常、地方では泥の壁とバナナの葉などの茅葺屋根が普通であるのに比べて、格段に立派な家である。村人が建てたという学校、病院、公共サービス機関などの建物も、

同様のレンガ作りである。そのような中で、建物の外見からも貧しいといわれている家は一目瞭然であった。村の中には、泥壁の家の集まる一帯があり、その地域に入ると、村人は口々に「この人は貧しい」(hana era) と言う。どの家も畑にしている狭くはない土地も有しているらしいのに、なぜ貧しいのか、というと「肥料を買うお金がない」(hana era kununua borea) という。町に出て肥料を買うには、現金がいるので、現金が無い家は肥料が買えない。肥料をやらないと、十分に作物が実らないので、収穫が少なく自家消費用の作物にも事欠き1日1食になるのだ、ということであった。

どのような世帯が貧しいのかということは詳しくはわからないが、1軒は結婚しない女性(40代)が1人で住む家、もう1軒は子供が大勢(5人以上はいるように見えた)いる母子家庭の家であった。前者については「変わり者」扱いされているようであり、後者については「夫が来ては去り、最後の3人目も去っていった」と言われ、哀れまれているようである。

基本的には、有する土地の面積に関わらず現金収入の手段が乏しい家が貧しいとされ、そのような家には女性世帯主が多い傾向にある。

1-4 村評議会の認識する土地紛争 (Migogoro ya ardhi ya kijiji)

村の人々が紛争(migogoro)と認識する問題は、村内で三つ指摘され、そのどれもが隣村との境界線の場所に関わるものであった。村の境界線はTP(turning pointの略のこと)と呼ばれる目印の石が置かれている所などは明確であるが、藪の中や浸水地の途中などが境界線とされるところに関しては非常に曖昧なことから問題になると思われる。ただし、ムシンド村を含めた周辺村も比較的自然が豊かで未利用地が多く残されていることから、表立った争いにはなっていない。今回のように、改めて政府の役人から境界線を尋ねられた場合に、「隣村はこのように言っているが、昔から境界線はここだ」というように表面化する程度である。

村人からは他村との境界線争いが指摘されるのみで、村内の争いはないとのことであった。

1-5 まとめ

農業が生業であり、村外との農作物の取引が無く交通も不便な地であることから、村内でほとんど完結した生活を送っている人が大多数の村であった。首都からの交通が不便で電気、水、電話などの経済インフラストラクチャーも未整備なため、投資目的の魅力が無く土地の動きがほとんど無いとみられる。従って、「村土地法」がそのフォーマル化を目指した従来どおりの慣習的な土地の権利が観察できたのではないかと思う。

観察からは「村土地法」規定にあるような、「共同体の村土地」は「村土地」と呼ばれており、村人にはこの二つの区別は無く、「共同体の村土地」という範疇は言葉としても人々の認識としても存在しないことがわかった。「村土地法」で表そうとしていたような「共同

体の村土地」は、共同放牧地として利用していた土地、植林地、森林、岩山、集会に利用していた植林地と未利用地などと思われる。共同で使用する土地についての規制については、村長、県庁職員らが「村条例」に規定があると言いながらも、結局、実際にそうした規定は設けられていなかった。同じく「村土地法」規定で各村での規定に委ねるような規定が見られる（例えば、土地譲渡の上限面積や「共同体の村土地」の規制）が実際には「村条例」に規制がないものが多い。村長に聞くと何を聞いても「決まりはある」と答えるが、「村条例」に規定がないことを告げると、「その都度村評議会、全村会議で話し合っ決めて」と言う。実際には「村条例」を参照せず、話し合いで決めることが日常なので「村条例」に規定があろうとなかろうとどちらでもよい、という感じであった。この点については、広大な未利用地が多いために、今のところ規制が設けられていなくても問題がないのであろうが人口の増加、部外者の流入が増えれば必要になるものなのではないだろうか。

また、村の土地すべてが村所有の「村土地」であるならば、村人が持つものは何であろうか。これについては実態を見れば「使用权」という言葉がしっかりとくるように思える。「使用权」とはいいながらも、人々の間でその使用权を行使する土地は「財産」(mali)と呼ばれるものであり、期限も無いことから村人の認識上では自己所有の土地と変わらないと言えるのではなかろうか。

さらに、権利の有無と貧富の関係については、まず「権利証書」は村をはじめとして村人全員が持っていないので何の関係もない。また、土地の広さではなく、土地に投入できる肥料を買う現金をどれだけ持っているかという点が、村人の「貧富」の認識を分けるものであるようだった。

「共同体の村土地」であるはずの「村土地」部分についての運用は、想像していたよりも柔軟であるようである。共同体の村土地であっても未利用地であれば村内の者が仮借用してもよい、無償の仮借用は土地が豊富なムシンド村ならではの特徴であることは、後述のフィールド調査概要2のマンタンジ村の例を見ると明らかである。

村人内の配分に関しては、予想よりも村の土地管理能力が尊重されているようであった。県庁及び土地省県オフィスの職員もダルエスサラームからの調査団が来る場合以外はほとんど村に入る機会は無く、土地の利用及び村人に関する情報も把握していなかった。こうした背景から、村土地の管理運営は、実態を熟知し、人々の生活と一体化している村評議会に任せる以外に方法が無いとともに一番現実的なのであろう。また、誰がどの土地を使用しているかについては、村評議会の行政としての認識と村人の認識は一致しているようだ。土地権利証書を誰も有していない村だからこそ、行政と村人の認識の乖離が無く、認識上の使用权が「財産」ともいいうるほどの強固なものとなっていると考えられる。

2. フィールド調査概要 2. ムベヤ州、マンタンジ村

2-1 調査概要

調査日程 2004年2月20日～3月8日

面会者リスト

Mr. Jorge Mwakuga, マンタンジ村事務長 Village Secretary: Afisa Mtendaji, Kijiji cha NS / Mantanji, Kata ya Ijombe, Wilaya ya Mbeya

Mr. Alan M. Sote, マンタンジ村長 Village Chariman: Myenekiti, Kijiji cha NS / Mantanji

訪問した村人（個人名は以下 2-9-1 を参照のこと）

2-1-1 村の概要

村の位置と交通：ムベヤの町から Uyole kati（乗り合いバスで40分～1時間半）まで行き、30分間歩くと村の居住地の中心部に着く。

人口増加のため一つの村を二つに分けて作られた村であるという。村は山に囲まれ、緑が豊かな印象を受けるが、村の敷地面積は広くなく、1人当たりの土地所有面積は平均1.6acreと少ない。村評議会村事務長は村の人望を集め仕事熱心なせいか、村の発展に関わる事業にも積極的な姿勢を見せ、結束力の強い村であった。村評議会事務所にも朝8時ごろから(村評議会事務所のオフィスアワーは朝7時過ぎから午後3時位までだが、村によっては事務所ですべての仕事をしないところもある。)人が頻繁に出入りし、様々な村内の事項に関わる報告、困りごとの相談等で村事務長を訪れる風景が見られた。

2-1-2 統計など

- ・全人口1194人、男性242人、女性299人、子供:男293人、女307人
(2002年の村の統計に基づく)
- ・村内の家畜：牛129頭、ヤギ269頭、羊40頭、豚13頭(2003年村統計)
- ・宗教キリスト教100%
- ・教会3
- ・農業100%(公務員2人、政府関係機関2人、商売人2人を含む)
- ・土地長老会議(Balaza la Ardhi ya wazee :伝統的な長老会議であり3人の長老で構成される)
- ・郡会議(Balaza la Kata) 同村内に無し、他村にあり
- ・土地委員会(Kamati ya ardhi)(村評議会内の土地に関わる委員会)有り
- ・土地長老会議(Balaza la wazee)有り
- ・ディペンサリー無し(町まで行く)
- ・小学校1、セカンダリー無し、保育園1

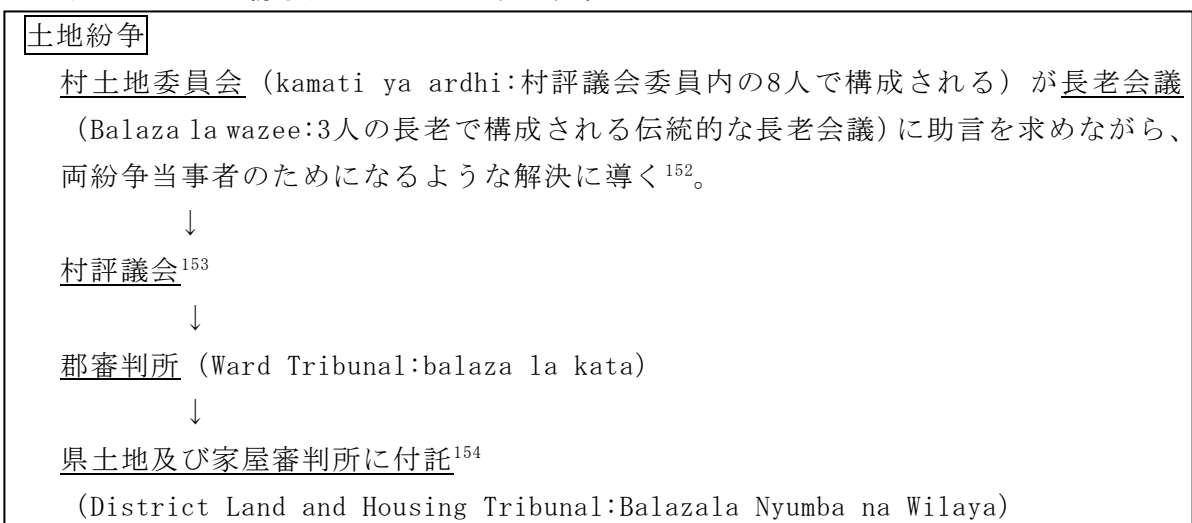
- ・水道(共同の水場)があり、井戸や川の水は用いていない。水道は隣村からひいている。
- ・電気無し、電話無し
- ・maduka (雑貨とソーダを置くキオスク) 5
- ・村のメイズ酒工房兼バー2
- ・村面積は不明、土地登記簿、住民台帳などの記録は無し。
- ・村土地法普及について

「村土地法」は配布されていないが、スワヒリ語のガイドラインとポスターが配布されていた。そして、土地省の普及セミナーが実施されており、村評議会はその内容について一応把握しているという。そのため、村人の2人が既に占有権証明書(cheti cya hati miliki)の申請手続きの途中であり、県土地オフィス (Idhara ya ardhi) からの返答待ちだという。詳細は6-2-10に記述する。同村の地図はないが、村評議会にはマジックでの手書きの地図がかかっていた。

2-2 土地紛争処理システム

同村において、「村土地法」に従って「村土地委員会」(Kamati ya ardhi:「村土地法」第60条にその設立が義務付けられる)を設立させたという。

(1) 村内での土地紛争処理は次のように行われている



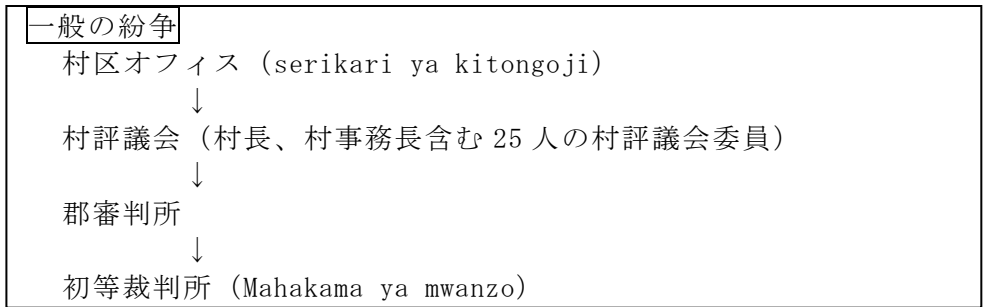
* 一応段階を分けているようであるが、実際は最初に長老会議、土地委員会及び村評議会が一同に会する話し合いをしているようである。村人の概念では、これらはすべて村内での法的拘束力のない紛争処理と認識されており、異なる段階での紛争処理とは考えられていない。

¹⁵² 「村土地法」は Village land Council: Balaza la ardh という名称の拘束力のない裁決を行う仲裁機構を規定する。

¹⁵³ 「村土地法」第62条(2)項規定では、村評議会は土地委員会からの付託先に入っていない。

¹⁵⁴ 「村土地法」第62条(2)項規定による。

(2) 参考までに土地以外の紛争処理について以下に示す



*長老会議の由来

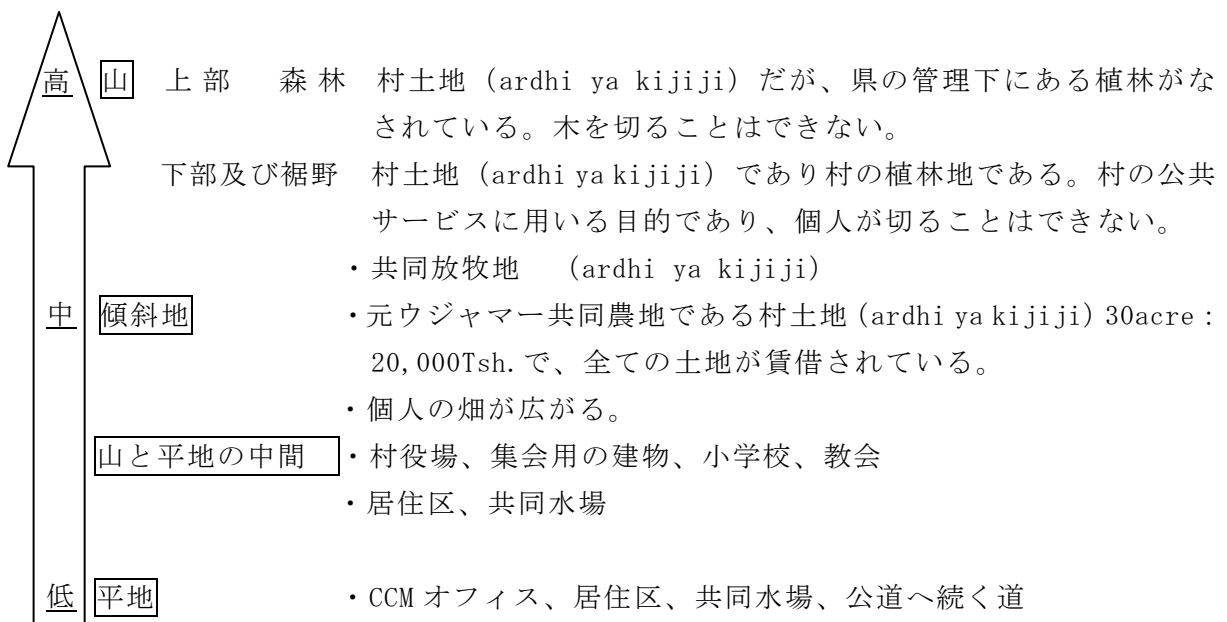
この村の長老会議は元来、5~10 人の首長達の会議 (machifu) (首長代表 1 人+首長数名) であったという。首長は村内の政治には関与せず、祭祀・呪術を司る者であり、代々世襲制とのことである。なお、首長による祭祀・呪術は、雨不足等の天候不順、作物の収穫に関すること、村内のはやり病などの問題があるときに行われるものであり、現在でも首長は存在し、祭司も行われているという。

2-3 相続について

同村内で相続は家族の問題 (manbo ya familia) と認識され、相続のための共通の法律や決まりはない。「村土地法」制定以前には両親の持つ土地は、息子に多くが配分され娘には少なく、さらに妻には配分されないということがあったという。しかし、現在は子が大きくなった後に皆に等分に分けるのが普通ではないか、というのが村評議会の見方である。

2-4 村の土地利用とその特色

以下、村事務長 (Village Secretary: Mtendaji) の Mr. Jorge Mwakugta と村長 (Mwylenekiti) Mr. Alan M. Sote の話を中心として村の土地利用を高低に基づき区分した。なお、土地面積等に関する記録はなく、すべて村評議会の記憶と認識に基づく。



村には山が二カ所あり緑が豊かに見えるが、森林は少なく村人が薪炭材を得るための共同の森林はない。村人は炭 (mkaa) 又は薪 (kuni) 用の木材を自分の畑や庭からとるか、村人の間での売買により得るといふ。村評議会、県の農業担当者 (District Agricultural Officer) とともに人口増加による土地不足を問題と捉えていた。

村の植林地、村役場、集会用の建物、小学校、小学校の畑、教会、共同水場、墓、貸し出し用に使用中の農業用地がコミュニティ (jamii) のためのサービスのための村土地と認識されている。「村土地法」第 13 条規定の共同体の村土地は、これらの村人がコミュニティのためにみなで使うことが明白な土地であるとみなせる。土地省の土地利用計画促進事業を参照すると、第 13 条(2)項に従った土地利用計画において、これらがすべてを含まれていることから、「村土地法」の内容に沿う形で村土地範囲が認識されている。なお、村人に村土地と共同体の村土地の区別はなく、未利用地がない場合村土地は共同体の村土地と重なることになる。

2-5 村土地の賃借と手続き

同村には、未利用地がほとんど無い。ウジャマー時代に作られた共同農場が過去にはあったが、現在は村土地 (ardhi ya kijiji) として村人又は近隣の住人に貸し出されている。村評議会所有の土地を村人へ貸し出す場合、村人、村人以外に関わらず賃借の価格は、一律 20,000Tsh. と決めてある¹⁵⁵。

賃借契約 (口頭契約) は 1 年限りであり、続けて土地を賃借する必要がある者も借りる土地と貸し手を変えることが通常とされていた。

同村では土地が不足しているため、ソングア県ムシンド村で見られたような村土地の無償賃借はない。土地不足なので、村評議会は外国人に対する賃借は認めず、同様に村のメンバー (wajumbe) 以外に対する賃借は原則的に認めないという。しかし、毎朝村外から多くの人が歩いて同村内の賃借している畑を耕作しに来ていることから、村外への賃借は村との関わりにより許されているのではないかと思う。耕作のために他村から通う人々は、元は同村の住人で結婚後他村へ移った者、元は一つの村だったソングエ村からの者などであった。ただし個人的な賃借の場合、村評議会が把握していない村外の人に対する賃借もあることが予想される。未利用地がないとなぜ外国人や村外の人に賃借しないのか、という問いに対しては、コミュニティ (community, society, the public: jamii) が困るからだという。何に困るのか、という問いに対しては、例えば学校や病院など地域のサービスのための建物を建てるという場合の場所がなくなってしまうからということであった。

¹⁵⁵ § 32(d)の、村評議会からの派生的権利の付与にあたる。第 32 条(7)項にあるように全村会議の承認を要するが、同村では全村会議を経ていない。価格については、第 31 条(9)項(c)の派生的権利の地代については、村評議会による規定又は村評議会により決定される地代が適用される。同村では村評議会の決定の価格が適用されていると思われる。また「村土地法」によると地代以外に、報償金 (premium)、税金、又は手数料も要求可能であるが、現在この村では適用されていない。

2-6 土地の配分と譲渡性

貸借のみならず、土地の売買についても土地不足で村人でさえ十分な土地を持つことができないこと、コミュニティまたは村とも言い換えられる(jamii)の公共サービスを損なうことになるので、売買一村外に対する土地の譲渡は認められないとのことである。

では、村に新しく住みたい人がいた場合にどうするのか。その場合には、入居を希望する者が直接に村内の知り合いに頼み、土地(mali yake)を分けてもらう方法により可能だという。新たな参入者に対して土地を分けることが認められているということは、村への参入者を助けるという理由において土地譲渡が認められていると見なせよう。また、同村では登録料は徴収していないが、短期間(1年間)の滞在でも村のメンバーとしての登録を要する。

土地不足のため村評議会を通じて土地配分をすることはできないが、個人的な土地譲渡により居住地を獲得する参入者は大歓迎であるとのことである。村に新しい人が来ることは喜ばしいことだと、村事務長は述べていた。

2-7 個人間での土地の賃借

村内にて個人間で土地の賃借をする場合に、村評議会への手続きが必要である。まず、賃借人がその妻とともに村評議会(実際には村事務長)に口頭で申し出を行い、地主及びその妻とともに村評議会に来る必要がある。次に村評議会の役員3人、借主並びにその妻、貸主並びにその妻の計7人で貸主の畑を見に行く。畑を見る際には、その境界を全員で確認し、さらに隣人に境界の確認を済ませる必要がある。その後、村評議会事務所にて、借りる期限、借り主、貸主及び隣人が共に合意しあったことを紙に書き(特に形式は決まっていない)、7人全員がサインをする。地代に関する村内の決まりは無いが、地主(とその家族)側のshida(抱える問題、困難な状況)により価格は異なるという。土地の賃借について基本的に村人は、貸し手が解決のために現金を必要とする問題を抱えていることが前提であり、賃借人が現金供与をするということで「助けてやる」ことになるという認識を持つ。ここで大事なことは、支払われる対価は「借りる土地」に対する価格でなく、「問題解決に必要な金額」「貸し手を助ける金額」が前提になるということである。さらに、土地の貸し借りというのは土地の必要性を中心に考えているのではなく、「相互扶助」の一貫として捉えられているということである。従って、土地賃借の単一の価格などあるはずがなく、賃借の単価は「地主が1万シル必要ならば1万シル」「3千シル必要ならば3千シル」という具合に貸し手が入用な額に応じて決められるものだという。賃借の期間が1年限りであるという基本は、村評議会による賃借、個人間での賃借で変わらない。

なお、賃借の期限は特に定められていないが、1年以内がほとんどであり、通常1年単位だということ。同村では、個人間での賃借無償の貸し出しはないとのことである。

2-8 村の土地に関わる決まり

マンタンジに村条例 (Sheria ndogo ndogo) はあるが、改正後に県に提出したまま、村に戻ってきていないという。以下の土地に関わる決まりは、すべて村条例に盛り込まれている規定だと認識されている事項である。

2-8-1 焼畑の禁止

農業省の通達により焼畑を禁止するように言われており、村の人々には既に伝えられているとのことである。必要のある場合には焼畑はしてもいいと一般に思われているが、実際にする者はほとんどいなくなっている、とのことである。

2-8-2 放牧規制

誰もが自由に放牧をしてよい土地は一箇所の狭い共同放牧地のみで、お金の支払いは必要ない。土地が不足しているので、放牧は自分の家の周りで行うことが原則である。

2-9 ケーススタディ

以下、土地の譲渡および相続の可能性を把握することを主たる目的としてインタビューを行った結果である。同村には5つの村区 (kitongoji) があり、村事務長が選んだ各村区の代表者に質問を行った。なお、以下に村人①から⑩に行ったインタビュー結果が記述されているが、これまでの文体とは異なりインタビューを受ける村人を中心にした語り口調に近いものとなっている。

2-9-1 モシ村区 (Kitongozi Cha Moshi)

村人①

Mr. Jorge Mwakuga, Afisa Mtendaji, Kijiji cha NS / Mantanji, Kata ya Ijombe, Wilaya ya Mbeya (村事務長) (40歳) 妻1人、子供1人

- ・農業：メイズ、トマト
- ・家畜数：ヤギ7頭、鶏30羽

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑 自分の財産 (mali yangu) 1acre (3/4acre は村の中心地に近く、残りは山近くの1時間ほど歩く場所にあり)

個人からの賃借 2acre : ndugu (血縁関係の兄弟) より 15,000Tsh. ×2 計 30,000Tsh.

村からの賃借 1acre 20,000Tsh.

計 4acre

家と家周りの庭と畑 1/4 acre : ウジャマー集村化の時に村から無料で供与を受けた土地

B 現在の土地を有する経緯と相続に関する考え

自己所有の(畑の)土地 (mali yangu) は、父母より相続したものである。母は首長の娘

で 5acre の土地を持っていた。父には 3 人の妻があり、自分を含めて 15 人の子供がいる。5acre の土地は、2acre は父の兄弟に、1acre ずつが 3 人の妻に譲られた。なお、自分の母は第一夫人であった。自分の母が有していた 1acre は、母が農作業をできなくなった 1999 年に自分が受け継いでいる。2003 年に母は死亡している。

自分には小さい子供が 1 人いるだけで相続のことは考えていないが、大きくなったら自分の財産の土地 (1acre) の二分の一をあげるつもりである。

村人②

Mr. Japhet Mwakala (37 歳) 妻 2 人、子供 11 人 (女 2 男 1 と女 2 男 2 そのうち女 1 男 3 人が同居)

- ・先祖代々この村の生まれで自分も同村生まれである。1968 年に親の仕事でアルーシャに移り、2000 年に同村に戻り住み始めた。
- ・農業：メイズ、豆 (maharage)、じゃがいも、小麦 (ngano)：商品作物である小麦以外は主として食用であり余れば集荷商人に売る。結果的に集荷の半分を売っている。
- ・家畜数：ヤギ 1 頭、鶏 6 羽

A 有する土地の区分－自己の土地か賃借の土地か－

畑 自分の財産 1acre
個人からの賃借 1acre：商人 (mtu wa binafushi) より 20,000Tsh. (45 分歩く山近く)
村からの賃借 1acre 20,000Tsh
計 4.5acre

家と家周りの庭と畑 1/4acre：1994 年に同村に入った妻 (他村 Kijiji cha uyole 生まれ) が村の土地委員会 (kamati ya ardhi) に 3,000Tsh 支払い得た土地である。村事務長によると、過去にはこのような村からの配分が可能であったが、現在は土地が無くできないという。

B 現在の土地を有する経緯と相続に関する考え

父は自分が小さい時に死んだので全部で何エーカーの土地を持っていたか知らないが、自分の財産である土地はその一部を譲り受けたものである。土地の相続に関しては、まだ自分が農作業をするので考えていないが、女は結婚したら家を出るので息子全員に分け与えるつもりである。

村人③

Mrs. Elizabethi N. Mbwiga (5 年間任期のムベヤ県特別議員 Diwani Viti Maalumu Wilaya ya Mbeya: Special Councilor for Mbeya District 議員)

子供 2 人 (女 1、男 1) 夫は 2001 年に死亡

- ・両親ともに同村の出身
- ・農業：メイズ、豆、じゃがいも、玉ねぎ、にんにく (ほとんど同村内で販売)
- ・家畜数：牛 1 頭、豚 4 頭、鶏 10 羽、ホロホロチョウ 3

ムベヤ県特別議員として、村の女性の問題すべてを担当しているとのこと。

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑 自分の財産 2.5acre (2acre が畑、0.5acre は植林地)
個人からの賃借 2acre : 商人 (mtu wa binafushi) より 2 万 Tsh. (毎年地主は変える)
村からの賃借 1acre 20,000Tsh.
計 5.5acre

家と家周りの庭と畑 1/4acre : 1974 年に夫が村に頼み、3,000Tsh. 支払い得た土地である。村事務長によると、このような村からの配分は過去には可能であったが現在は土地が無いのでできないという。

B 現在の土地を有する経緯と相続に関する考え

父母は全部で 17.5acre の土地を有しており、兄弟 3 人と姉妹 4 人全員が 2.5acre ずつを譲り受けた。自分の子供はまだ小さいが、2 人の子供に対し等分に 1.45acre ずつの土地をあげようと思う。そうした意思については手紙に書いておくつもりである。

C 特筆事項

聞き取りをした中でも、家の中に招き入れてくれたこと、家具類がそろっていること、自分で作る莫産をプレゼントとしてくれたことなどから生活にゆとりがあることが伺える。なお、莫産は椅子のない家では土間の上にひく必要不可欠な家財道具であり、ムベヤで一般に一枚 6,000Tsh. ~10,000Tsh. で売られているものである。彼女は村内で販売しているとのことだった。

2-9-2 イズンブワ村区 (Kitongoji cha Izunbwa)

村人④

Mr. Juma Makuga (22 歳) 妻 1 人、子供無し

- ・父母、先祖代々同村に住む。
- ・農業：メイズ、豆、じゃがいも、玉ねぎ、小麦 (メイズ、豆以外は売ることが多い)
- ・家畜数：豚 1 頭、鶏 5 羽

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑 自分の財産 0.5acre
村からの賃借 0.5acre 10,000Tsh.
計 1 acre

家と家周りの庭と畑 1/4acre : 死亡した父母から譲り受けている。

B 畑の賃借

個人の畑を賃借した経験はない。自分が貸した経験も無く、売買の経験も無い。

村人⑤

Mrs. Jela Mandewella 夫 1、子供 4 人 (女 1、男 3)

- ・先祖代々この地の生まれである。
- ・農業：メイズ、豆は主として食用。じゃがいもは商人に売る。庭にアボガド、バナナ

など。薪用の木は庭木から得られるので買わない。

・家畜数：牛2頭、豚3頭、鶏7羽

A 有する土地の区分－自己の土地か賃借の土地か－

畑 自分の財産 1acre：1/2は自分の両親より無料で、1/2は夫の両親よりもらう
村からの賃借 1acre 20,000Tsh.
計 2acre

家と家周りの庭と畑 1/4acre：夫の両親より譲り受ける。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考

自分の子供には自分たちが有する土地の半分を（残り半分は自分と夫用）、全員に同じ
ずつ土地をあげたい。

2-9-3 ムパカニ村区(Kitongoji cha Mpakani)

村人⑥

Mr. Julius Shabani(45歳) 妻1人、子供(女)1人

・父、父方の先祖は他村の出身である。母は同村の出身であった。自分もこの村に生ま
れる。1980年から他村(ムベヤ県 mbozi 郡 tunduma 村)でウヨレ(近隣の町)、ダル
エスサラーム、ザンビアのルサカ向けのジャガイモ輸送の商売をしていた。商売が少
なくなかったのでやめ、2002年に農業のために同村に戻ってきた。

・農業：メイズ、豆、じゃがいも、玉ねぎなどほとんどを売り、あまりを食用とする。

・家畜数：無し

A 有する土地の区分－自己の土地か賃借の土地か－

畑 自分の財産 2acre(父母より)
村からの賃借 3acre 2万Tsh.(二時間歩く)
村内計 5 acre
他村の mali yangu(自分の財産) 3/4acre(父母より)

家と家周りの庭と畑 1/4acre未済：家屋敷の土地は父母がウジャマー終了時に1,000Tsh.
の支払いで村より得たものを譲り受けている。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考

父母が同村に計10acreの土地を有していた。自分は兄1人、姉2人、弟1人の5人兄
弟であり、等分に2acreずつ譲り受けた。父母が独立前に得た家屋敷の土地は自分が引
き継いだ。1992年に父が死去した後、次の夫と共に暮らすまでは母が現在の家に住んで
いた。2002年に母も死去している。

2002年に同村に戻るまでは、自分の財産である2acreを村内の者に、10,000～
20,000Tsh./2年と安い地代で貸していた。他人に土地を貸すことには慣れているが、2
～3年周期で貸していた。他人に土地を貸すことは土地を劣化させるのでよくないことだ。
2～3年間人に貸しては土地を休ませていたのは劣化を防ぐためである。今年に入り、収
穫が少ないので、初めて土地を借りた。

商売をやめ現金収入がなくなったので村に戻ってきた自分たちには、土地しかない。

土地にとってよくないので他人に貸したくないし、ましてや売ることなどは考えられない。土地の賃貸や売買をすることはよくないことだと思う。

相続については、子供が増えても均等に土地を配分するつもりである。

村人⑦

Mr. Jamson Mwanaginga (45歳) 妻1人、子供6人(女2人、男4人)

- ・父の祖父母が nzongwa juu (近隣の村) より移ってきた。母はこの村出身である。
- ・農業：メイズ、豆、じゃがいも、グリーンピース 食用のみ、薪の木も畑で得る。これまでに土地を売った経験は無い。
- ・家畜数：鶏4羽、雛鳥5羽

A 有する土地の区分－自己の土地か賃借の土地か－

畑 自分の財産 1acre：うち1/4を5,000Tshで人に貸している。

計 1acre

村からも個人からも賃貸経験無し。自分の畑は小さいのでお金があれば借りたい。

家と家周りの庭と畑 1/4acre：家と家屋敷の土地は母より譲り受けた。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考

家の土地は家とともに母からゆずられたものである。母は家用の土地及び畑用の土地を自分と弟1人、姉1人、他の子供2人(詳細不明)に等分している。

これまでに二回、人に土地を貸す経験をしている。土地を人に貸すのは、なにか問題があるときである。はじめは一昨年で、家族の者が病気になるという問題があったため現金が必要だった。今年は二回目で、子供が小学校に行くために制服を買わなければならなかった。土地を貸した。一昨年、今年ともに5,000Tsh./1年で貸している。

C 特筆事項

聞き取りをした中で唯一、同居している祖母が貧しく空腹に苦しんでいるということを訴えてきた家である。1acreしかない自己所有の土地のうち3/4を賃貸用としていることから、家族8人分の食料にも足りない可能性がある。

村人⑧

Mr. Ally Tobiasi (30歳) 妻無し(離婚後自分の村に帰った) 子供1人(女)

- ・先祖代々ずっとこの村の出身。
- ・1991年までは両親の家に住む。
- ・農業：メイズ、じゃがいも、マハラゲ ほとんど食用で余れば村内で売る。
- ・家畜数：無し

A 有する土地の区分－自己の土地か賃借の土地か－

畑 自分の財産 1acre：父より(一時間歩く)

村からの賃貸 1/4acre：今年は収穫が少ないので初めて借りた15,000Tsh.

計 1+1/4acre

家と家周りの庭と畑 1/4acre：1991年に村から無料で得た。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考え

兄弟3人と姉が1人いたが、姉はイリングに嫁いだので土地を相続しなかった。兄弟の2人もウヨレに出て行ったので、兄1人と自分が土地を等分に譲り受けた。

今年は必要な食用作物が不足しているので村から土地を借りている。過去には一回だけ1/4acreを他人に貸したことがある。1986年(?不正確)頃、大飢饉が起きたときに、近所の人に10,000Tsh./1年で貸した。売り買いの経験は無い。

銀行に土地を担保にお金を借りられることは知らなかったが、できるならしたい。

村人⑨

Mr. Anderson M. Shaban (52歳) 妻1人、子供3人(女1、男2:結婚して他村に居住)

- ・父の祖父母はムベヤ県の他村(dangano)から来た。母はこの村出身の首長の娘だった。
- ・農業:メイズ、豆、じゃがいも、小麦 多くを売り食用にも用いる。
- ・家畜数:鶏7羽、うさぎ3羽

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑 自分の財産 3acre:母方の祖父より(一時間歩く)

他村に土地あり(面積不明)

家と家周りの庭と畑 長男だったので母より家屋敷と土地を譲り受けた。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考え

自分を含めて8人の子供がおり(兄弟3人、姉妹4人)1人ずつが3acreを祖父より譲り受けている。母方の父は首長だったので土地をたくさん持っていたのだ。

息子は全員結婚して他村に出ているので、娘1人に家と土地を全部やるつもりだ。

土地を人に貸したり借りたりすることは好ましくないの、借りたことも貸したこともない。売買も当然良くないことなのでしたくない。土地を売ったりしたら、収穫が減り食べものが十分でなくなってしまう。

C 権利証書及び土地の争い

彼は村内で2人いる権利証書の申請をしている1人である。1997年に申請書を提出し、1998年に測量を終えており、その後の手続きを待っているという。お金のかかる測量や手続きを経てまで権利証書を得ようと思ったのは、自分の土地の範囲を明らかにしておかないと農業に従事する上で問題がある、と思ったからである。そう思ったきっかけは、以前経験した隣人との境界線争いであった。その時にはまず村区長に相談した。その後、首長及び長老会議(balaza la wazee)が村評議会と共に助けてくれ、境界線について隣人と分かり合う(elewana)ように助けてくれた。

2-9-4 キジュエニ村区(Kitongoji cha Kijueni)

村人⑩

Mr. William Daud(43歳) 妻3人(村区長)、子供13人

- ・同じ家に住む一番目の妻は5年任期の村区長(Mwhenekiti ya Kitongoji)を勤め、自分は村区次長(Katibu Kitongoji)である。3人の妻とその家族は全員同じ家屋敷の敷

地内に居を構え住んでいる。父母も同じ敷地内の家に住む。

- ・先祖代々この村に住む。
- ・農業：メイズ、じゃがいも、キャベツ、小麦、豆（半分は売り、半分は食用）
- ・家畜数：牛3頭、ヤギ1頭、鶏20羽

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑	自分の財産	5acre	： 死去した両親より（一時間歩く）
	村から賃貸	1acre	20,000Tsh. /1年/acre
		1/2acre×2	15,000Tsh. /1年/acre
		1acre	15,000Tsh. /1年/acre
		1acre	30,000Tsh. /1年/acre
		計 9acre	

家と家周りの庭と畑 1/2acre：両親より譲り受けた。両親は1975年のウジャマーのときに無料で土地と家をもったという。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考

去年2acreだけ借りたところ、収穫がうまくいったので今年はさらに面積を増やそうと思いきり多く借りた。家族が多いので食料が必要である。土地面積が大きいので、1人800Tsh. くらいを1日雇うことはある（実質労働は4～5時間）。

家族が多く食料が必要なので、土地を人に貸したことはない。5acreの土地は、全部で6acre持っていた両親からもらった。自分にはこの村に住む姉が1人おり、姉は1acre譲り受けている。自分たちには問題(shida)がないので、土地を貸す、売るということは考えていない。また、現金を得るために、土地を使うことはしたことがないし、したくない。

2-9-5 メッコ村区 (Kitongoji cha Mecco)

村人⑩

Mr. Semu Koweri (56歳) 妻1人、子供7人（女4人：結婚し1人は他村へ、男3人：同居）

- ・先祖代々この地の生まれである。1974年ウジャマー政策による集村化のために山からこの地へと集められた。その際に村から無料で家と家回りの土地を得ている。
- ・農業：メイズ、豆、トマト、バナナ、アボガド（半分は食用で半分は車で集荷にくる商売人に売る。その他、桃、薪用の木）
- ・家畜数：牛3頭、ヤギ7頭、羊1頭、鶏8羽

A 有する土地の区分—自己の土地か賃借の土地か—

畑	自分の財産	3acre	： 父より（昔住んでいた山近くにある）：うち3/4acreは4年間（1999年～2004年）人に貸している。
	村からの賃貸	1/4acre	： 今年収穫が少ないので初めて村から借りた 15,000Tsh/1年
	個人からの賃借	3/4acre	12,000Tsh/1年（30分歩く山の傾斜面）： 毎年安いところを求めて借りる
		計 3+1/4acre	

家と家周りの庭と畑 1/4acre と両親の住んでいた家（今は空き家）1/4acre：薪用の木は庭の木から調達する。

B 現在の土地を有する経緯、土地賃貸・売買及び相続に関する経験と考え

父より 3acre の土地を受け取り、2人の姉妹は 1/2acre ずつ受け取っている。

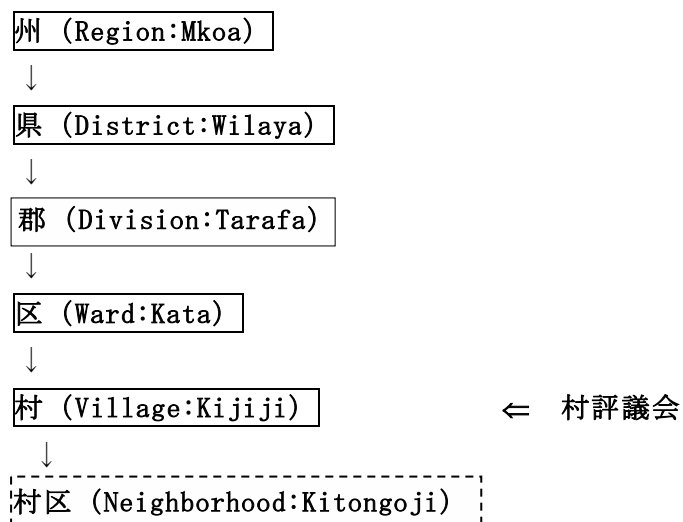
自分の家と家周りの土地は合わせて 1/4acre であり、隣接する死去した両親の家と家周りの土地も 1/4acre である。ともに、ウジャマーの時に村から無料でもらった土地と家である。

1999年に母が死去したので、急に儀式などで家畜を屠殺（chinjya）する牛を調達する必要があった。そこで、村内の者から牛を1頭借りる代わりに土地を 3/4acre を貸したのだ。牛1頭を返したら、また自分の畑を返してくれることになっているが、まだ牛を調達できるめどはない。畑を人に貸さなければならなくなったことはよくないことだが、大きな問題（shida）があったのだから仕方がなかった。葬式をして村のものに食事を振舞わなければならないのだから、牛はどうしても必要だった。

農業にとって必要な土地の売り買いなどしたことがないし、貸すこともしたくない。隣接の両親の住んでいた家は、現在空き家で誰も使っていないが、人に貸すつもりはない。自分で持っているつもりだ。

相続については、自分がもっている 3acre の土地のうち、1acre を自分と妻用に残し 2acre の土地を 7人全員に分けるつもりである。

別添 11. タンザニアの地方政府単位



* 太字は実質的に行政としての役割を果たしている単位を表す。点線は「2000年現行地方政府法」規定の行政単位外を表す。

参考文献

- 青山道夫（1963）『アフリカの土地慣習法の構造』アジア経済研究所
- 我妻栄（1961）『新版 民法』勁草書房
- 雨宮洋美（2002a）「アフリカの土地制度と開発：タンザニアの事例－シブジ・レポートと国家土地政策の検討」『日本アフリカ学会第39回学術大会論文集』東北大学
- （2002b）「アフリカの土地制度と開発－タンザニアの事例－」『第3回国際開発学会特別研究集会論文集』名古屋大学
- （2003a）「アフリカの土地法と所有権－1999年タンザニア村土地法にみる共同体的土地所有権－」『日本アフリカ学会第40回学術大会論文集』島根大学
- （2003b）「開発・制度・土地所有権－タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権を事例として－」『第14回国際開発学会全国大会報告論文集』日本福祉大学 名古屋キャンパス
- （2003c）「タンザニアの共同体的土地所有－「1999年村土地法」の考察－」『アフリカ研究』第63号
- （2004）「タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権－「総有論のミニ法人論的構造」との比較考察－」『名古屋大学国際開発フォーラム』第25号
- 加藤雅信（1996）「総有論、合有論のミニ法人論的構造」加藤雅信・瀬川信久・廣瀬久和・内田貴編『日本民法学の形成と課題上』有斐閣
- （2001）『「所有権」の誕生』三省堂
- （2003）『新民法体系Ⅱ 物権法』有斐閣
- 星野英一（1980）『民法概論Ⅱ（物権・担保物権）』良書普及会
- 吉田昌夫（1973）「タンザニア土地政策史」星昭編『アフリカ植民地化と土地労働問題』アジア経済研究所
- （1975）「序論：アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」「タンザニア南部のニャキューサ族における村落経済と土地保有慣習の変容」吉田昌夫編『アフリカの農業と土地保有』アジア経済研究所
- （1997）『東アフリカ社会経済論 タンザニアを中心として』古今書院
- （1999）「東アフリカの農村変容と土地制度のアクター－タンザニアを中心に－」池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所
- Alchain, Armen and Demsetz, Harold(1973) The Property Right Paradigm. *The Journal of Economic History Volume XXXIII*, March 1973, Number 1, New York: New York University. 17-27.
- British Government(1955) *East Africa Royal Commission 1953-1955 Report*, Cmd. 9475, London:HMSO.
- Coldham, Simon(1995) “Land Tenure Reform in Tanzania: Legal Problems and

- perspectives” *The Journal of Modern African Studies* Vol.33, 2, Cambridge University Press: 227, 234-236, 238.
- Constitution of Cherokee Nation,
<http://www.yvwiiusdinvoiii.net/history/CherConst1839.html>
- Danish Embassy(2001) *Business Sector Programme, Consultancy Service for Reviewing Legal and Practical Aspects of Insolvency Law in the Context of Tanzanian Mainland*, Dar es Salaam: Mkono & Co.
- Deininger, Klaus (2004) *Land Tenure Security and Linkage with Poverty*, Presented paper at Land Policies for Growth and Poverty Reduction in Africa held in February 23-26 2004, East Africa and Washington.
- Fimbo. G.M(1994) *Essays in Land Law Tanzania*, Dar es Salaam University press, Dar es Salaam.
- Havnevik, Keiji J. (1995) “Pressing Land Tenure Issues in Tanzania in light of Experiences from Other Sub-Saharan African Countries” , *Forum for Development Studies, No. 2-1995*.
- Izumi, Kaori(1998) *Economic Liberalisation, and Land Question in Tanzania*, Ph. D Dissertation for Roskilde University.
- James, R.W. (1971) *Land Tenure and Policy in Tanzania*, Dar es Salaam: East African Literature Bureau.
- Fimbo, G.M. (1973) *Customary Land Law of Africa*, Dar es Salaam: East African Literature Bureau.
- Kiondo, A.S.Z. (1999) “Structural Adjustment and Land Reform Policy in Tanzania: A Political Interpretation of the 1992 National Agricultural Policy” , in Forster, P.G. and S. Maghimbi (eds.), *Agrarian Economy, State and Society in Contemporary Tanzania*, Aldershot: Ashgate.
- McAuslan, J.P.W.B. (1967) Control of Land and Agricultural Development in Kenya and Tanzania in Sawyerr ed. *East African Law and Social Change*, 172-257.
- (1997) “Law, governance and development of the market: practical problems and possible solutions” , Julio Faundez (eds.), *Good Governance and Law, Legal and Institutional Reform in Developing Countries*, The Ipswich Book Company Ltd., Ipswich, 25-44.
- Migot-Adholla, Shem, Peter Hazell, Benoit Blarel and Frank Place (1991) Indigenous Land Right System in sub-saharan Africa: A constraint on Productivity?” *The World Bank Economic Review*, Vol. 5.No. 1. 155-175.
- North, Douglass.C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Nyerere, K. J. (1967) *Freedom and Unity* : Oxford University Press Eastern Africa, Dar es Salaam.

- (1968) *Freedom and Socialism*, Dar es Salaam: Oxford University Press.
- Polanyi, K. (1945) *The Great transformation*, 2nd. Beacon Press, 1957. 吉沢英成・野口健彦・長尾史郎・杉村芳美訳 (1999) 『大転換』 東洋経済新報社
- Shivji, Issa. G. (1998a) *Not yet democracy: reforming land tenure in Tanzania*, London: International Institute for Environment and Development.
- (1998b) *Land as a Constitutional Category*, Paper presented at parliamentary Committee for Finance and Economic Affairs Workshop on the Bills for the Land Act and the Village Land Act, Dodoma, 26th-28th January.
- Sundet, Geir (1999) *The Politics of Land in Tanzania*, Ph. D Dissertation for University of Oxford.
- Sijaona, T. Salome (2002) *Country Case Study: Tanzania*, Paper presented at Regional Workshop on Land Issues in Africa, Kampala, Uganda, April 29 - May 2, 2002, organized by the World Bank Research Group.
- Tenga, R. W. (1991) “Tanzanian Land Law” Proceeding of Arusha Workshop on Land Policy Held at the Arusha International Conference Center August 27-29, 1991: Dar es Salaam. 18-23.
- The United Republic of Tanzania (1982) *Sheria ya Serikari za Mtaa (Mamlaka za Wilaya) Na. 7 ya 1982 Sheria*.
- The United Republic of Tanzania, Ministry of Lands, Housing and Urban Development (1994) *Report of the Presidential Commission of Inquiry into Land Matters Vol. 1. Land Policy and Land Tenure Structure*, Scandinavian Institute of Africa Studies
- (1995) Ministry of Lands and Human Development. 1995. *National Land Policy*, Dar es Salaam.
- (2001) *The Future of Mortgage Law in Tanzania, The Land Act No. 4 of 1999*, A paper prepared at the Workshop for Stakeholders to the Land Act, 1999 at the Karimjee Hall-Dar es Salaam, Tanzania 20 March 2001.
- URT (1997a) *The Constitution of the United Republic of Tanzania*, Dar es Salaam.
- (1997b) *The Tanzania Investment Act, 1997*, Dar es Salaam.
- (1999a) *The Land Act, 1999*, Dar es Salaam.
- (1999b) *The Village Land Act, 1999*, Dar es Salaam.
- (1999c) Ministry of Lands and Human Development. *Valuation and Land Values in Tanzania*, Dar es Salaam.
- (2000a) *Poverty Reduction Strategy Paper*, Dar es Salaam.
- (2000b) *Local Government Laws, Revised, 2000*, Dar es Salaam.
- (2001a) *Agricultural Sector Development Strategy*. Dar es Salaam.
- (2001b) *The Land Regulations, 2001*, Dar es Salaam.
- (2001c) *The Village Land Regulations, 2001*, Dar es Salaam.

- , Jamhuri ya Muungano wa Tanzania (2002a) *Mwongozo wa kutoa elimu ya sheria ya ardhi ya vijijivya mwaka1999*, Dar es Salaam.
- (2002b) *2002 Population and Housing Census*. <http://www.tanzania.go.tz/census/> (3 August, 2002)
- United Nations Development Programme (2003) *Human Development Report 2003*, New York: Oxford University Press.
- (2004) *Schedule of Further Amendments to be Moved by the Ho. Gideon A. Cheyo, The Minister for Lands and Human Settlements Development at the Second Reading of Bill Entitled "The Land (Amendment) Act, 2003"*.
- World Bank (1975) *Land Reform Policy Paper*, World Bank Development Series, Washington D.C.: World Bank.
- (1989) *Sub-Saharan Africa: From Crisis to Sustainable Growth*, Washington D.C.: World Bank.
- (1990) *World Development Report 1990*, Washington D.C.: World Bank.
- (1994) *Tanzania Agriculture Sector Memorandum*, Washington D.C.: World Bank.
- (2002) *World Development Report 2002*, Washington D.C.: World Bank.
- (2003) *Land Policy for Growth and Poverty Reduction: World Bank Policy Research Report*, Washington D.C.: World Bank.
- Yoshida, Masao(2002) *Land Tenure Reform under the Economic Liberalisation Regime - Observations from Tanzanian Experiences -*, paper presented at the international conference on Council for the Development of Social Science Research in Africa, Kampala, Uganda. December 8-13, 2002, organized by the CODESRIA.

略 歴

雨宮 洋美 (あめみや ひろみ)

学 歴：富山大学経済学部 (経済学士)

横浜国立大学国際開発法学研究科 (修士 (国際経済法学))

現 在：名古屋大学 国際開発研究科 博士後期課程

経 歴：1992年3月、富山大学 経済学部 経営法学科卒業

1992年4月～1994年3月、横浜国立大学 国際経済法学研究科 (修了)

1994年5月～1997年4月、JICA国際協力総合研修所 (JICE特別技術嘱託研究員)

1997年5月～2000年4月、在タンザニア日本国大使館 (専門調査員)

2000年4月～2001年10月、UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関) 東京事務所

2000年4月～現在、名古屋大学 国際開発研究科 博士後期課程在籍中